

國學院大學學術情報リポジトリ

皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002043

皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質

藤田 大誠

要旨

本稿では、これまで比較的言及されることの多かった東京帝国大学（東京大学、帝国大学）及び京都帝国大学（京都大学）といふ両帝国大学を軸とする「日本法制史」の学史ではなく、瀧川政次郎が「日本法制史発祥の地」とまで評した私立の国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院大學（國學院大學）における「日本法制史」研究の変遷を検討した。具体的には、順次、維新时期から明治前期の国学者と「律令」「法制」の学問、皇典講究所における「法令」「法律学」「法制」、皇典講究所における小中村清矩教授の講義、法制に関する小中村清矩の皇典講究所講演、國學院における「国法」と「法制」、小中村清矩の日本法制史研究、明治三十年代における國學院講師三浦周行の「日本法制史」、「国法科」設置案の挫折と神職養成部における「法制」について論じた。検討の結果、当初は「古代法制」の印象が強かったが、徐々に「法学通論」や「現行法令」、「憲法」などの科目も整備して「国法科」的な要素を増していくのみならず、通史的な「日本法制史」への志向性も強めて行き、さらには「皇室制度」や「神社制度」の現行制度及びその沿革に係る科目が充実して来るなど、皇典講究所・國學院大學における「日本法制史」の特質が抽出された。しかし、東京帝国大学の「法科派」や京都帝国大学の「文科派」と比較すれば、皇典講究所・國學院大學の日本法制史は、両帝大における「国学」から専門分化した近代的学問としての「日本法制史」の形成や提唱を志向したものとは異なり、やはり近代を一貫して、あくまでも主に「国史」「国語国文」「国法（法制）」から構成される総合的学問「国学」（近代国学）の枠組を保持する中での「法制」（制度）研究の営為であつたといへるのである。

キーワード

法制、国法、小中村清矩、三浦周行、近代国学

一 はじめに

昭和四十五年、当時國學院大學法学部教授であつた瀧川政次郎は、近代の「日本法制史」研究について次のやうに回顧してゐる¹。

私が一高を卒業して東京帝国大学法科大学に入学したのは、大正八年であり、東京帝国大学（今の東京大学）法学部（在学中に法科大学は法学部と改称せられた）を卒業したのは、大正十一年三月のことであるが、その頃法制史講座（日本の大学で法制史といえれば日本法制史であるといふので、当時はこれを日本法制史とは云わなかつた）が置かれていたの

は、東京帝国大学と京都帝国大学との二校のみで、都下の私立大学には、日本法制史の講座は無かつた。東京帝国大学でも法制史講座が法科大学に置かれたのは、宮崎道三郎博士が欧州から帰朝せられた後（明治二十六年）のことであつて、それまでは、「古代法制」という名称で、東京帝国大学古典科で日本法制史が講ぜられていた。「古代法制」という学科は、東京大学法学部の前身である司法部^{（マヤ）}法学校にもあり、『法曹至要抄』、『制度通』等の書が講ぜられていた。小中村清矩博士の『官職制度沿革史』や萩野由之博士の『日本制度通』は、その講義の参考書として著作せられたものであり、元老院で蘆野徳林の『無刑録』や、荻生徂徠の『明律国字解』が覆刻せられたのも、その要求に応じたものであると

いえる。古代法制の研究は、東京大学におけるよりは、司法卿山田顕義の献議によつて設立せられた皇典講究所における方が盛んであつて、同所の発刊する『皇典講究所講演』には、日本法制史に関する論考が多く掲載せられた。明治三十六年四月、皇典講究所の経営する国学院（国学院大学の前身）は、『皇典講究所講演』に掲載せられている日本法制史の論考を集録し、『法制論纂』と題して出版した。是れ日本法制史論文集が出版せられた最初のものであつて、私が国学院大学を日本法制史発祥の地と称するのは是の故である。故に国学院大学においては、私が大学を卒業した大正十一年においても、植木直一郎博士が日本法制史を講じておられた。但し、それが古代法制講座であつたか、法制史講座であつたかはよく記憶していない。

つまり、瀧川に拠れば、「大正十一年三月私が東大を卒業した当時、法制史の講座を開いていた大学は、東京、京都の帝大を除いては、国学院大学があつたのみである」のであつて、さらに瀧川は後年、國學院編纂『法制論纂』（大日本図書株式会社、明治三十六年）は「これ我が国における法制史論文集の最初であつて、国学院大学における法制史の伝統は古い。終戦後、各府県に大学が設立せられるに及んで、私は多くの大学から招聘を受けたが、それらを断つて国学院大学の教授に就任したのは、全く国学院大学の法制史の古い伝統を継がうがためであつた。」とまで述べてゐる。⁽²⁾

瀧川は別の所で、「私が最も尊敬してます佐藤誠実という人、これは「古事類苑」の編纂長になった人ですが、この人が皇典講究所、それから國學院雑誌に「律令考」という大きな論文を書いた。これで徳川時代からの律令学が一変したんです。だから私はその跡を継ぎたいと。佐藤誠実さんの跡を継ぎたいということどこへ来たわけです。」とも語つてをり、『國學院雑誌』において律令に関する先駆的研究を公表した国学者の佐藤誠実を高く評価してゐる。⁽³⁾戦前における瀧川の言葉を借りれば、明治・大正の法制史学界においては、東京帝国大学（法科派）と京都帝国大学（文科派）以外に「國學院

派」とでも称すべき一派があつて、その母体となる皇典講究所においては、有職故実学者の一人より成る法制史家を糾合して大いに法制史研究の氣勢を上げ、國學院設置以降はややその氣勢が落ち着いてくるものの、それでもまだ佐藤誠実や植木直一郎らが法制史に関する論文を発表し、『令集解』の校訂も行はれるなどしてゐたといふが、昭和三年当時には、「現今ではこの学派はほとんど見る影もないほど衰えてしまった。」といふ状況になつてゐたとされるのである。⁽⁴⁾

以上のやうな瀧川政次郎の所論に導かれて、本稿では、これまで比較的语言及されることの多かつた、東京帝国大学（東京大学）及び京都帝国大学（京都大学）といふ両帝国大学を軸とする「日本法制史」の学史⁽⁵⁾ではなく、瀧川が「日本法制史発祥の地」とまで評した私立の国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院（國學院大學）における「日本法制史」研究を検討したい。

但し、明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷については、すでに宮部香織が、皇典講究所における「法制史」関連科目や國學院の「法制」科目の変遷、さらには國學院編纂『法制論纂』『法制論纂続篇』の成立過程やその評価について詳しい論考を発表してゐる。⁽⁶⁾

宮部は、明治十五年創立の皇典講究所を経営母体とする國學院の設立（明治二十三年）の前提となる文書の一つ「国文学校学科説明」において、日本の法律の全部を教授する「国法」科と「専古代ノ法制ヲ授」ける「法制」科を区別してゐることを見出し、同時期に宮崎道三郎らの構想が司法大臣山田顕義の「国法」構想と結び付いて計画された日本法律学校（後の日本大学）の設立問題といふ当時の状況も踏まへ、次のやうに結論付けてゐる。⁽⁷⁾

『国史論纂』、『国文論纂』、『法制論纂』は、山田顕義が国学の興隆を首唱するために掲げた国史・国文・国法の三分野に則つて編纂され、國學院の学科課程においてもこのことが意識されていた。但し、国法については、國學院の設立以降、一貫して「国法」ではなく「法制」と称さ

れている。それは先に述べた「国文学学校学科説明」にて示されてた^(ママ)国法科と法制科についての説明を見るに、「国法」と「法制」の意味するところに相異があり、法制の方が國學院の建学の精神にも適うものであったと思われる。「法制」は、後に「法制史」とその名称を改められ、歴史全般のうちの法制関係という一部門を扱う学問であるという位置づけがなされた。それと同時に、佐藤誠実が先鞭をつけ、中田薫により確立された比較法制史という視点により、法制史は所謂法科派の学風に発展していくこととなる。なお、その後の國學院および國學院大學では、山田顯義による国史・国文・国法の設立趣旨を再び強く認識され、また日本法律学校では明治二十八年頃より国法に関する科目を置かなくなったこともあり、山田の設立趣意書に則って國學院の中に国法科を設置しようという動きが出てくることになる。この論纂シリーズの編纂事業はそんな風潮の先駆けとなるものであったのであろう。

概ね首肯すべき見解といへるが、かかる考察を踏まへつつも、本稿では聊か別の視点から検討を加へて行きたい。具体的には、近代的諸学問の基盤としての「近代国学」⁽⁸⁾の展開といふ観点から、東京帝国大学（東京大学）や京都帝国大学（京都大学）における「日本法制史」の在り方とは異なる皇典講究所・國學院大學における「日本法制史」の特質を抽出したいと考へてゐるのである。

二 維新时期から明治前期の国学者と「律令」「法制」の学問

筆者はかつて、「国学」といふ総合的学問の内容をいくつかの大綱に分けて説明する「学則」類を検討する中で、「近代国学」の特徴を抽出したことがある⁽⁹⁾。ここではその研究成果を活用しつつ、特にその「有職故実」「律令」「制度」「法制」などと表記をされた、「日本法制史」の分野形成に繋がる部分に注目したい。

石井良助は、「明治初年より同二十五年迄の期間」を「江戸時代の古法制研究と第二期以後の近代的法制史研究との過渡期」と見做し、当該時期の特徴を「法制史研究の専門家なるものが殆んどなくして、江戸時代の国学者或は有職故実家の流を汲む学者が古法制の研究に従事した事と、その主たる研究対象が律令であつた事」に見出し、「国学の中に於て、所謂律令典故の研究は重要部分をなして居た」として、村田春海「和学大概」⁽¹⁰⁾（寛政四年）に言及してゐる。賀茂真淵門下の「江戸派」の村田春海は、「和学」を三科に分ち、「国史実録の学」、「律令典故の学」、「古言を解釈するの学」としてゐたのである⁽¹¹⁾。

一方、本居宣長の『うひ山ふみ』⁽¹²⁾（寛政十年）においては、「物まなびのすぢ」を、「神学」を筆頭として、「有識の学」（歴史の学）、「歌の学び」と合はせ四科としてをり、江戸時代後期の神宮（外宮）祀官の国学者、足代弘訓の「まなひのミちく」（天保十一年）では、「学問の大綱」を「神学」、「事実の学問」、「哥学」の三つとしてゐた。

さらに、寛政五年に塙保己一が幕府の援助のもとに設立した「歴史・律令」を中心とする「国学講読所」並びに文庫である和学講談所（和学所）の存在からも、国学（和学）の中での「歴史・律令」研究の重要性は窺へる。

とりわけ、「近代国学」の中における「日本法制史」の側面を考へる際には、「考証派」国学者の横山由清、木村正辞、小中村清矩、黒川春村、敷田年治が幕末維新期の和学講談所における稽古所の会頭介となつてゐたことが重要であらう。後に敷田は神宮皇學館の基盤形成に尽力することになるが、横山・木村・小中村は維新後も概ね共同歩調を取り（また、黒川春村を継ぐ真頼や真道も非常に近い立場で彼らと係はりつつ）、明治初年の東京・大学校や東京大学法文学部、同文学部附属古典講習科、皇典講究所・國學院などで重要な役割を果たした。この点については、かつて拙著『近代国学の研究』で詳しく論じたことがあるため、ここでは略述するに留めるが、先の村田春海、本居宣長、足代弘訓、そして塙保己一の和学講談所は、いずれも彼ら近

代に活躍する「考証派」国学者とは縁が深いのであり、それ故、彼らの「国学」観を確認することは近代学問を考へる上で、必要不可欠の作業となるのである。ここでは、拙著の内容をもとに、小中村清矩・横山由清・木村正辞といふ三人の考証派国学者たちによる幕末維新期の学則類と「律令学」の位置付けを再確認してみたいと思ふ。

まづ、「安政五年草案文久元年八月重修」の小中村清矩『或問稿』（東京大学附属総合図書館所蔵、小中村将曹清矩稿）においては、国学の大綱を、①「上ツ代の事の学ひ」、②「歴代の事の学ひ」、③「歌文言詞の学ひ」に分けたが、国史学・法制史学に当たる「歴代の事の学ひ」は、「続日本紀以下の五国史より後」から『大日本史』に至るまでの歴史書のみならず、「律令格式の書」をはじめとする法制書や「有職の書」などを対象とするもので、中でも武家の制度の沿革は「猶明らかならざる事」が多いとして今後の課題として特記してゐることが注目される。

次いで慶應三年十一月十一日の小中村清矩『學則稿』（東京大学附属総合図書館所蔵）では、その「大要」で「一皇朝ノ書ヲ学問スル道多端ナリト雖モ其大要ヲ惣括スレハ歴世ノ事実ヲ考究スルト古今ノ言詞ヲ熟知スルトノ二科ニ出ス但シ各学問ノ次序アリ又分流アル事左ノ如シ」と記し、①「事実学」（神典学・国史学・法制史学）と②「言詞学」（歌学・国語国文学）の二科に収斂してゐる。

そして、ほぼ同時期の慶應三年十二月直後と目される横山由清「國學の説」（天理大学附属天理図書館所蔵）は、「倭（国）学ノ名義」に始まり、「神典ヲ読ムベキ心モチヒ」、「倭学ノ則」（歴史ノ学、律令ノ学、言語ノ学、歌詠ノ学）等について論じ、同資料の後半には、改訂した「月舎學則」（事実ノ学、言語ノ学、神典ノ学）を載せてをり、前半はこれの前段階草稿であつたことが知られる。

また、木村正辞「學則」¹⁴も、財団法人東洋文庫内岩崎文庫の「學則」草稿に「慶應三年丁卯十二月」とあることから、同時期のものであると思はれる。

これは、その末尾の言によれば、「木村正辞曰 右の一篇はいにし明治元年友人小中村横山両氏と共に政府に建言したる学則にて其事陳腐に属すといへとも此頃稿本を故紙中に得たれば此に載せ以て会員の談笑に備ふ」とあり、その「大綱」では、「其古書ヲ学フニ凡四科アリ一ハ神典一ハ国史一ハ律令一ハ言語是也コノ四科ノ内イツレヨリ入ントイフニ先言語ノ学ヒヲ第一トシ国史ノ学ヒヲ第二トシ律令ノ学ヲ第三トシ神典ヲ第四トスヘシ（…中略…）」以上ノ三科ニ通シタルウヘニテ神典ヲ窺ヒ見ルヘシ神典ハ意趣玄妙ニシテ且奇古ナレハコレヨリ入ントセハ疑ヒ多ク或ハコレニノミ耽ル輩ハ異端邪説ヲナスニ至レリ故ニ今三科ヲ先トシ神典ヲ後トス右ノ四科ニアラノニテモ通シタル者ヲ国学得業トハイフヘシ」といふ。続いて、「細目」として、「第一言語ノ学」、「第二歴史ノ学」、「第三律令ノ学」、「第四神典」（横山「月舎學則」における「神典ノ学」とほぼ同文）の四科について詳説してゐる。

以上の学則類から窺へるのは、「歴史」の学問の中に「律令」の学問即ち「法制史」を包摂する場合もあるが、一方では「律令学」を独立させてゐる学則があり、特に最後の「學則」が三者の合作であらうことから考へるならば、彼ら「考証派」国学者における「律令学」（法制史学）の比重はかなり高かつたと見做せよう。

さて、維新时期は、「国学」による高等教育機関の構想が具体化する時期でもあつた。慶應四年二月二十二日、平田鍬胤・玉松操・矢野玄道といふ三人の平田派国学者が維新政府から「学制取調」を命じられ、矢野玄道が主に起草に当たつたと思しき「大学寮制度畧」「学制畧」（二種）といふ草案を経て、『学舎制』なる新学制構想を立案した¹⁵。その内容として、「本教学」「経世（済）学」「辞章学」「方伎学」「外蕃学」が挙げられてゐたが、「経世（済）学」は、「礼義、律令、武政、及治国安民の要務を以て学制に教授」することとされてゐた¹⁶。

そして、明治元年九月十六日、京都において、「漢学所」（実質的に漢学者

らが扱つてゐた大学寮代からの転換⁽¹⁷⁾」とともに「皇学所」が設立され、「国体ヲ弁シ名分ヲ正スヘキ事」「漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」との規則が付された。矢野玄道『学制略』の延長線上にあると目される『皇学所規則』には、「皇学中分科」として、「本教学」（神典・皇史・地志・系譜）、「経済学」（礼儀・律令・兵制・食貨）、「辞章学」（歌詞・詩文・書法・図画）、「芸伎学」（天文・医術・卜筮・音楽・律曆・算数）を置いて「経済学」の中に「律令」を含んでをり、『令義解』『三代格』『儀式』『延喜式』『法曹至要抄』の講義が設定されてゐた。

しかしこれは、東京奠都（遷都）が落着くまで、京都に暫定的に諸学校を設置する方策を採つただけのことであつた。明治二年九月二日に皇学所・漢学所は廃止され、十二月十日には、皇・漢合併の「仮大学校」（京都学校）が開校し、「神典国典ヲ以基本トシ、漢籍ヲ以羽翼」とする方針は表面的には堅持されてゐたが、結局、同三年八月二十五日には廃止されたのである。⁽¹⁸⁾

一方、維新政府は明治二年六月、寛政期に徳川家の官立学校となつた昌平黌の後身・昌平学校を大学校（本校）とし、開成学校、医学校をそれぞれ分校とする体制を採用するが、この東京の大学校（本校）規則の眼目は、「一、神典国典ニ依テ国体ヲ弁ヘ兼而漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」とされた。⁽¹⁹⁾

明治初年における大学校の時点で「実学実用」に対する言及があることは、近代の「国学」観を考へるにあたり、非常に示唆的であるが、この本校の「学課」自体は「紀伝科」「明経科」「明法科」「文章科」となつてをり、古代の大学寮の制度が念頭にあつた。⁽²⁰⁾

この大学校には、御用掛に福羽美静や丸山作樂、大博士に平田鉄胤、中博士に谷森種松（善臣）、権田直助、矢野玄道、玉松真弘（操）、少博士に西川吉輔、山田有年、大助教に久保季茲、中助教に井上頼国、少助教に大畑春国らの名が見えるが、「考証派」国学者としては、中博士に岡本保孝、少博士に木村正辞、大助教に伊能穎則、中助教に横山由清、小中村清矩、猿渡容盛、

榊原芳野、少助教に埴忠韶、黒川真頼、鈴木雅之がゐるのである。⁽²¹⁾

次いで、明治三年二月の「大学規則」（国学・漢学の対立を廃し、西洋的大学制度を導入）では、学科を「教科」「法科」「理科」「医科」「文科」とし、「法科」の中には、国法・民法・商法・刑法・訴訟法・万国公法・利用厚生学・典礼学・施政学・国勢学が含まれたが、「律令」や「明法」の学問は無くなつた。⁽²²⁾

そして、明治十年四月十二日には、東京開成学校と東京医学校が合併されて東京大学が設立される。大学校に關はつた国学者のうち、東京大学の教員となる者は、幕末期の和学講談所以来の密接な係りが注目される横山由清、小中村清矩、木村正辞、黒川真頼（漢学者だが少博士の岡松薤谷も）であり、後述するが、これら「考証派」を中心とする何人もの国学者たちが、東京大学法文二学部において「日本古代法律」や「和文学」などを教授するといふ実績を着々と積み、明治十五年の文学部附属古典講習科の設置に繋げていくのである。⁽²³⁾

明治十五年九月十八日の小中村清矩による古典講習科開業式の演説案（東京大学附属総合図書館所蔵『陽春蘆草稿』五）には、「此古典講習科ハ醇然タル国典専門ノ学舎ニテ事実制度ノ沿革並ニ古今言辭ノ変遷ヲ昭究セン為ナレハ右ノ如ク從來区々ナル学派ヲ集合シテ悉ク研究スヘキモノトシ新二教則ヲ定メテ其主眼精神トスル所ハ其学ヲ所ヲ以テ、今日實際ニ運用スルニアリ」と謳はれた。即ち古典講習科は、主に①「事実」の沿革（国史）、②「制度」の沿革（法制史）、③「古今言辭」（国語国文）の変遷を説明するといふ、大きく三本柱の講究を目的に新設された高等教育の場であり、その「国学」は、学派に拘らず、将来、国家・社会で役立たせるべき実用的な学問として構想されたものであることを高らかに宣言してゐる。⁽²⁴⁾ とりわけこの中で「制度」の沿革を強調してゐることは興味深い。これは、先述したやうに「国法」と「法制」の概念を区別することへの留意が必要なものの、後に國學院に継承・統合される考へでもあつた。

三 皇典講究所における「法令」「法律学」「法制」

前述したやうに、私立の国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院における法制史学の変遷、とりわけ明治期は宮部香織が詳細に検討してゐるため、本稿ではやや視点を變へ、また、明治期以降も視野に入れてその概略を押さへたい。

まづ、皇典講究所の前身、人的には母体ともなつた神道事務局生徒寮は、明治九年八月二十一日に設置された神道教導職（「神官教導職」）の養成機関であるが、同年十月の「神道事務局教約」の「本局教約」科目では、教書・歴史・語学・法律・祭祀・歌文が設けられた（「神道事務局分局教約」ではこれに素読が加はる⁽²⁷⁾）。

そのうち、本局の「法律」第三級では『禁秘抄』『職原抄』『公事根源』『金玉掌中抄』『法曹至要抄』『大神宮儀式帳』『大神宮儀式帳解』『儀式（五卷以下）』（兼科『杜氏通典』『唐六典』）、第二級では『律疏殘編』『令義解』『令集解』『類聚三代格』（兼科『文献通考』『万国公法』）、第一級では『延喜式（十一以下）』『北山抄』『憲法類編』（兼科『唐律疏義』）、分局の「法律」第二級では「制度通」、第一級では「新律綱領改定律例合卷註釈」が挙げられてゐる。その課業実態は明らかではないものの、日本の有職故実書や律令格式をはじめとする法制書のみならず、漢土の法制書、さらには明治期における現行法律に係る書籍の名が見えてゐることは興味深い点である。

但し、明治十三年九月の「神道事務局教約」では、本局教約と分局教約の区別や科目分けが無くなり、その「独閱」（個々人が読むべきテキストの意か）として、下等第三級に『職原抄』『公事根源』、下等第二級に『神祇志料』『神祇令』『職員令』、上等第四級に『新律綱領・改定律例』が挙げられてゐる。ともあれ、神道教導職に必須の実務的教養として、日本法制史や現行法制の知識習得が組み込まれてゐたことは、皇典講究所におけるカリキュラム

の重要な前提として押さへて置くべきであらう。

明治十五年九月一日より授業が開始された皇典講究所は、「祭祀」「宗教」「学事」の分離過程（祭教学分離）に基づくその創立経緯もあつて、「学事」即ち「近代国学」の研究・教育機関といふ性格が色濃く、その学科内容は神学的・宗教的臭みの全く無い「道徳的」な面が強いものであり、当初から「専典籍二就イテ學術ヲ研究セシム」とする「文学部」（修身科・歴史科・法令科・文章科）と「専身体二就イテ進退動止ノ節度ヲ脩習セシム」とする「作業部」（礼式科・音楽科・体操科）を設け、智育・体育の兼学による教育を目的としてゐた。⁽²⁸⁾

「文学部」における四科の立て方は、古代律令制の大学寮に範を採つた明治初期の大学校の流れを汲んでゐるものと思はれるが、「明経」や「本教」ではなく「修身」となつてゐる点は、単に名称の相違だけではなく、「祭祀」「教義」「学事」の分離（祭教学分離）によつて誕生し、「宗教」的な部分とは距離を置いた皇典講究所ならではの名称変化と見て良いものと思はれる。

なほ、「法令」については、『皇典講究所第一年報』に「法令科ハ歷朝聖皇鴻基ヲ授受シ天下ヲ經綸シタマヘル洪範タル制度法令ヲ講明シ立國ノ体段ヲ知ラシメ且時勢人情ノ變遷ニヨリ自ラ沿革アリテ寬嚴詳略ノ趣ヲ異ニシ活轉流用ノ方ヲ知ラサルヘカラスト雖モ立法ノ精神經世ノ綱紀ニ至リテハ万世不可易ノ要領ニ通曉セシム正科ハ教授小中村清矩ノ担任スル所タリ副科ハ今之ヲ欠ク⁽²⁹⁾」と記され、他の科と異なり、正科に小中村清矩教授一人を置いたのみで、また、「文学部中法令科ハ本科二ノミ設クル所ナレトモ其修業ノ容易ナラサルヲ以テ予科ニ於テ其緒ヲ開キ本年第二期ヨリ一週一時間ノ業ヲ脩メシム但予科ノ專業ニ非サルヲ以テ各試業ヲ行ハス⁽³⁰⁾」とされたが、「第一年中各科毎週課業時間表」には、第一期後半期から一週一時間が割り当てられてゐる。⁽³¹⁾

この第二期に作成されたと思しき「皇典講究所教程表」の「法令」科を列挙すると、本科第三年第六級の正科として『令義解』『禁秘抄』、副科として

『姓氏録』『神祇志』『唐六典』、第三年第五級の正科として『令義解』『逸律』、副科として『職原抄』『公事根源』『唐六典』、第四年第四級の正科として『律疏』『逸律』、副科として『法曹至要抄』『金玉掌中抄』『唐律疏義』、第四年第三級の正科として『延喜式』『儀式』、副科として『北山抄』『貞永式目』『唐律疏義』、第五年第二級の正科として『延喜式』『儀式』、副科として『江家次第』『貞永式目追加』『明律』、第五年第一級の正科として『類聚三代格』『類聚符宣抄』、副科として『刑法』『治罪法』『明律』といふカリキュラムであつた。⁽³⁴⁾

この教程表のテキストについては、宮部香織が簡にして要を得た説明を行つてをり、「明治初期の法制度にもかなり参照されていた古代の律令法典を中心に設定されている」ほか、「その学習順序にも配慮が見られると同時に、補助的な科目として設けられた副科において日本の律令法の母法である中国法の法典類を盛り込んでいることなどは、高い見識を備えていると評価できる。しかし、その一方で公家法や武家法といった中世法、さらに現行法である刑法、治罪法が副科に設定されており、また近世法に至つては全く顧みられていないことなどの多少の不備が残されている。」と述べてゐる。⁽³⁵⁾

明治十七年、皇典講究所の「官立化運動」⁽³⁶⁾に係はる同年十一月二日の有栖川総裁宮の「御示書」においては、皇典講究所における文学部の「国典講読」、作業部の「故実礼典修習」の「其要、古ヲ稽ヘ今ヲ照シテ、之ヲ実用ニ供スルニ在リ、是ニ於テ乎、始メテ一ノ国学専脩校ヲ得タリ」と述べられてをり、地方官の建議にも、「今、大学ニ古典講習科ノ設アルト雖モ、僅ニ文学部ノ附属科ニシテ其ノ講習スル所モ、要スルニ法制歌文ノ学ニ過キス、又、推シテ之ヲ諸学ニ及ホスニ非ス、故ニ是ヲ以テ直ニ彼用ニ供スルニ足ラス、」と記されてゐたことは、東京大学文学部附属古典講習科と同様、或はそれ以上の「実用」性に基づく「国学」が目指されてゐたことの証左になるものと思はれる。⁽³⁷⁾

そして、明治十九年二月二十三日の改正皇典講究所規則第二十五条では、

学則の綱領として、予科・本科とも「国体学」「政治学」「法学」「語学」「数学」、附属として「体操」（予科はこれに「礼式」「唱歌」が加はる。）を挙げてをり、ここでは「法学」の名称が使用された。⁽³⁸⁾ 次いで、同二十年三月二十三日の規則改正では、本科の課程として「国体・法制・語学・物理・化学・博物・哲学・政治・礼式及ヒ体操」（学科表では「国体」は「歴史」と表記）が挙げられてゐるやうに、「法制」の語を用ゐて明確に位置付けられた。⁽³⁹⁾ その「学科表」を見ると、「法制」科は各年一週六時間割り当てられ、本科第三年に「古代法制」「令式格律」「有職類」、第四年に「中古法制」「徳川禁令類」「有職類」、第五年に「近代法制」「刑法治罪法ノ類」が講ぜられてをり、古代から中古、近代に至るまでの「法制」が講じられることとなつてゐたことが窺はれるものの、予備科（第一年・第二年）段階では「法制」は位置付けられてゐなかつた。⁽⁴⁰⁾

四 皇典講究所における小中村清矩教授の講義

前述のやうに、皇典講究所では徐々にカリキュラムが整へられていくが、「法令」「法律学」「法制」に係はる授業の実態についての詳細は不明といふほか無い。ただ、当時、恐らく唯一の「法制」関係科目の担当者であつたと思はれる小中村清矩の日記には、度々皇典講究所で何を講じたかが簡潔に記されてをり、その一端は窺ひ知れる。⁽⁴¹⁾ 小中村清矩の日記の明治十五年十二月十五日条には、「○皇典講究所副長より教授囑托之状来る。」⁽⁴²⁾とあつて皇典講究所教授に就いた時期が知られるが、当時における彼の本務、即ちメインとなる仕事は、あくまでも彼自身が精魂籠めてカリキュラムを構築した同年五月三十日設置の東京大学文学部附属古典講習科であり、皇典講究所教授といつても、同所の専任教員といふ訳ではなく、いはば「兼任」の教員なのであり、当初は体調を崩したこともあり、なかなか同所の講義まで手が回つてゐない節がある。なぜなら、小中村日記において、明治十六年一月十五日条に

「○今日より皇典講究所講義之処、所勞断。」、同月二十一日条に「○皇典講究所へ郵書。明日講義断也。」、同月二十九日条に「○皇典所出勤日之処、断。」とあり、二月五日条になつて漸く「大学ヲ午後二時過二退出、皇典講究所へ廻り、初て令を講ず。」と記されてゐるからである。⁽⁴³⁾これ以後、時折現在でいふ「休講」もあるものの、同年二月二十六日条に「大学退出後、午後二時より皇典所へ出、官位令・職員令神祇官ノ始講尺。」、同年三月五日条に「文部へ出。二時退出、皇典所へ出、職員令ヲ講ず。」⁽⁴⁴⁾と見えるやうに、毎週、定期的に令の講義を行へる状態になつたことが知られる。

また、同年八月二十日条に「○皇典所生徒小林芳樹〔福岡県人〕来る。」⁽⁴⁵⁾とあるやうに、時には皇典講究所生徒の訪問を受けてゐた。因みにこの小林芳樹は、明治二十四年に桑原家に婿入りして家督を相続し、「桑原芳樹」となる人物で、浅間神社宮司、三嶋神社宮司、神宮禰宜（後、権宮司↓少宮司）、神宮皇學館長、大神神社宮司、橿原神宮宮司、皇典講究所幹事長（後に専務理事）、賀茂別雷神神社宮司、熱田神宮宮司などの重職を歴任した神社界の第一人者となる。⁽⁴⁶⁾後述するが、桑原は、大正七、八年頃における皇典講究所・國學院大學拡張計画において「国法科」設置案を掲げ、清水澄に相談を持ち掛けてゐる。

なほ、小中村日記の明治二十年九月二十一日条に「○午後一時皇典講究所行、獄令講義及ビ制度沿革口授。」、同月二十八日条に「○午後一時より皇典所にて獄令及ビ官制考を授く。」、同年十一月二日条に「一時より皇典所行、公式令講義、制度沿革国司郡司之事口授。」、同月九日条に「午後皇典所へ出、公式令及官制沿革を授く。」同月十七日条に「○午後二時卅分より皇典所行。昨日之代りなり。今日ハ先方都合ニ寄り、鎌倉役員のミ一時間授け、富士見丁へよる。」などであり、後には『内裏式』や『枕草子』、足利・徳川幕府の制度・職制や『公事方御定書』（御定書百箇条）編纂に関する文書・記録類を類別して編集した法律記録集『科条類典』をも講じてゐることから、「令」そのものを対象とする「古代法制」の講義だけでなく、江戸時代までの「制

度」や「官制」の沿革についても順次説き及んでゐたことが分かる。⁽⁴⁷⁾また、同年十月十二日条の「午後皇典講究所行、獄令講了ル。古代文学論演説。」、同月十九日条の「午後皇典講究所行、公式令講じはじむ。并位階之説演説。」といふやうな日もあつた。⁽⁴⁸⁾

小中村清矩は、あくまでも東京大学―帝国大学の教授が本務であつたが、皇典講究所における講義も相当重視してゐた。それは、彼の日記の明治二十二年十一月一日条に「午後一時三十分文科大学行。史学会開業也。発起人下山寛六郎先ツ開会之旨趣を演ぶ。次に予、史学の話を簡短に演ず。皇典所授業あるを以て中坐す。故に重野（引用者註・安澤）議官の演説を聞かず。三時皇典所行、軍防令・儀制令を授く。」⁽⁴⁹⁾とあることから窺へるであらう。さて、明治二十一年十二月六日には、皇典講究所において晩餐会が開催され、司法大臣山田顕義と法制局長官井上毅の演説があつた。⁽⁵⁰⁾

とりわけ山田は、皇典講究所は単なる「国学教授所」に留まらない「国家必要の皇典を講明し、尚、後世必要の業としましうと云ふ考より始まつたもの」と指摘した上で、皇室典範・帝国憲法・諸法律の制定、町村自治など、現在の諸問題に関する備へをなすことを理由に皇典講究所改正を主張し、松野英雄幹事をして頒布させた「皇典講究所改正ノ趣意」⁽⁵¹⁾において、「此所ニ普ク国学専門家ヲ招集シ以テ本邦文学ノ淵藪トナシ国ノ習慣風俗ヨリ政治法律經濟言語ノ沿革變遷等」を講究討論せしめる場にしたい旨が示された。

そして晩餐会后、皇典講究所規則の改正を議し、翌二十二年一月より講演会を開催することを議決した。この際に改正した「皇典講究所規則」に拠ると、その第一条に、皇典講究所は「本邦ノ典故文獻ヲ講究スル所」と規定した上で、講演会の開催や公私の学会からの質問に対する取調書作成のことが定められ、第七条では「生徒養成ノ法ハ別ニ之ヲ定ム」として教育機関については保留扱ひとなつたが、その「学科」としては、「政治」（建国・朝綱・職官・封建・郡県・兵事・外交・行政・理財・氏族）、「法制」（民法・刑法・治罪法・訴訟法・制度・典札・警保）、「文学」（言語・文章・風俗・天産・

工芸・美術・農業・地理」が設定された。⁽⁵³⁾ ここには、皇典講究所における「法制」科がカバーすべき内容が列挙されてゐる。

五 法制に関する小中村清矩の皇典講究所講演

皇典講究所講演は、同所における社会教育（生涯学習）的活動の原点であり、その講演録『皇典講究所講演』は、国学的研究の成果を広く社会に発信する同所初めての公的メディアであつた。以後、同誌は基本的に月に二回（二日・十五日）発行され、同二十九年八月までの間に計百八十冊が刊行された。さらにこの事業は、講演↓雑誌掲載↓論集刊行（國學院編纂『法制論纂』『法制論纂続編』など）といふ、三段階のユニークな研究発信（一種のメディアミックス）として展開されたことも重要である。⁽⁵⁴⁾

明治二十二年一月九日の皇典講究所講演の「第一会」は、国学者の木村正辞が「刑法」を講じ、約百五十名の聴講者があつた。⁽⁵⁵⁾ 皇典講究所の記念すべき初講演が、我が国刑法の沿革、即ち日本における刑法の通史を略説したものであつたことは、皇典講究所における「法制」研究の重要性を物語つてゐよう。また、小中村日記の明治二十二年一月二十三日条には「退出後皇典所行、位階説を述ぶ。次に有賀長雄、日本上古の政体を講ず。聴講者満堂により入場を停む。」とあり、同年四月二十七日条には「○午後一時皇典講究所行。演説当番二付、警察沿革ヲ説く。其前落合直文文章の誤謬を説く。有賀長雄出席之處、不参なり。五時頃帰る。」、同年六月一日条には「○午後一時皇典講究所行、佐藤定介国史編纂の意見を述ぶ。了て予国学の先途といふを演説す。四時前二終て物集（引用者註・高見）も講演の筈なりしが不参。」とある如く、度々小中村清矩が皇典講究所講演を行つたことが知られる。⁽⁵⁶⁾

これらの講演記録は、いづれも定期刊行物（雑誌）である『皇典講究所講演』に収められてゐるが、小中村清矩の講演のうち、『皇典講究所講演』に収録されたものを列挙し、國學院編纂『法制論纂』（大日本図書株式会社、

明治三十六年）・同『法制論纂続編』（大日本図書株式会社、明治三十七年）、同『国史論纂』（大日本図書株式会社、明治三十六年）、同『国文論纂』（大日本図書株式会社、明治三十六年）、そして小中村清矩の遺文集である『陽春廬雜考』（吉川半七、明治三十年）との対応関係を記すと次のやうになる。

- (一) 「位階の説」（『皇典講究所講演』二、明治二十二年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (二) 「警察の沿革」（『皇典講究所講演』八、明治二十二年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (三) 「国学の前途」（『皇典講究所講演』十三、明治二十二年）※『陽春廬雜考』
- (四) 「大宝令の中古来の習慣によりて製作せし所々」（『皇典講究所講演』二十一、明治二十二年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (五) 「年官年爵并成功重任考」（『皇典講究所講演』二十四、明治二十三年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (六) 「武家の法制 附、庄園所領守護地頭起原概略」（『皇典講究所講演』二十八、明治二十三年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (七) 「法律史考究書目」（『皇典講究所講演』三十五、明治二十三年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (八) 「国司郡司の始末」（『皇典講究所講演』四十三、四十四、明治二十三年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (九) 「本朝度量衡略説」（『皇典講究所講演』四十九、明治二十四年）※『法制論纂』、『陽春廬雜考』
- (一〇) 「陰陽道考」（『皇典講究所講演』五十七、明治二十四年）※『法制論纂続編』、『陽春廬雜考』
- (一一) 「古来政府考」（『皇典講究所講演』六十五、明治二十四年）※『国史論纂』、『陽春廬雜考』
- (一二) 「古代の小説」（『皇典講究所講演』七十、明治二十五年）※

『国文論纂』、『陽春廬雜考』

(一三)「禊祓沿革」(『皇典講究所講演』七十一、明治二十五年)※『陽春廬雜考』

(一四)「古代の習俗并に歳時」(『皇典講究所講演』七十八、七十九、明治二十五年)※『国史論纂』、『陽春廬雜考』

(一五)「上代の文章」(『皇典講究所講演』九十二、九十三、明治二十五年)※『国文論纂』、『陽春廬雜考』

(一六)「うらがた卜筮」(『皇典講究所講演』百、百一、明治二十六年)※『法制論纂統編』、『陽春廬雜考』

(一七)「中古以来世職世業」(『皇典講究所講演』百十一、明治二十六年)※『法制論纂』、『陽春廬雜考』

(一八)「朝賀図説」(『皇典講究所講演』百十八、明治二十七年)※『法制論纂』、『陽春廬雜考』

(一九)「建国の聖詔」(『皇典講究所講演』百二十一、明治二十七年)※『国史論纂』、『陽春廬雜考』

(二〇)「足利学校の古書」(『皇典講究所講演』百三十二、明治二十七年)※『陽春廬雜考』

(二一)「わが国の辞書」(『皇典講究所講演』百四十九、明治二十七年)※『国文論纂』、『陽春廬雜考』

全ての論考が『陽春廬雜考』に掲載されてゐるのは当然として、国史・国文・法制の論纂いづれにも論考が収録されてゐることは、「近代国学」の第一人者たる小中村清矩の学問の幅広さ、奥行きを如実に示してゐる。

ただ、『国史論纂』と『国文論纂』に掲載されたのがそれぞれ三本(計六本)と比較するならば、『法制論纂』に十本、『法制論纂統編』に二本、計十二本が「法制」の論考として収録されてゐることは、皇典講究所創立当初から「法令」「法律学」「法制」の教授を一身に担つてきた小中村清矩の面目躍如たるものがあるといへよう。

また、これらの論考を読むならば、小中村清矩の「実用」に根差した「近代国学」的思考をいくつも見出すことが出来る(以下、引用は各論纂から)。

まづ、(一)「位階の説」では、「上件陳述する所は、位階の名称古今変らざるも、これを運用する状に至りては、甚異なる事実を論じたるのみにて、只おのれが記憶を語るに過ぎず。依りて思ふに、十五六年前、朋友横山由清と共に、制度局に在りける時、位階によりて禄制を定むべき由、同氏の意見を聞きつる事もありつれど、已に数年を経て時勢の状も違ひ、現今にては又所見も異なれど、此の講演の席は専ら學術を論ずる所にして、かゝる政体めきたる事に及ぶべきにあらねば、今はこれにて止むべし。」と結んでをり、あくまでも「學術」の分に留まりつつも、小中村自身の「法制官僚」時代に照らし、現今制度の前提となる歴史・沿革、古制を理解すべきことの意義を控へめながら主張してゐる。

(四)「大宝令の中古来の習慣によりて製作せし所々」の冒頭では、「世間が追々日新の世界となつて参るに付ては温古と云ふ事も、夫れに従つて往く者でありますから、是非古い事も穿索せねばならぬ。それは差当つて法律を作るにも、他国の法にのみ拠らず必ず自国の風土人情に適することにせねばならぬ。それには其淵源に本ついて、当世の務めをする訳でなくては、国民の愛国心を失ふことであらうことは、申すまでも御座ません。それは今始つたことではなく、既に古へ孝徳天皇の御代、大化年中に維新の政を行はれ、それから従來の政事が變つて、よほど唐風になつたにより、其政を施す法令の書も作らねばならず。それ故天智天皇以来、度々改正して製造されたる法令には、余程古來からの習慣を斟酌して、製作が有た者と思はれます。」と述べて令制の日唐比較を行ひ、「大宝令」各令から具体的事例を挙げ、日本的独自性を抽出してゐる。

(九)「本朝度量衡略説」は、「度量衡は我が国の歴史上、又は法制上に於て、緊要な事件」といふ認識のもと、荷田在満『本朝度制略考』、狩谷掖斎『本朝度量權衡考』、平田篤胤『皇國度制考』、色川三中『田令図解』、横山由

清『貨幣度量權衡考』、大蔵省『大日本租税志』、清宮秀堅『地方新書』といふ先行業績を紹介した上で、この講演では主に「殊に此筋の学に力を尽した者」である「朋友」の横山由清の説に従つて日本の度量衡の制度沿革を略説したものである。

興味深いのは、「度量の沿革を考ふるには、書物上ばかりで無く、古器物に拠らねばならぬといふ道理は、明治以前から、狩谷掖斎、藤原貞幹、屋代弘賢、栗原信光、横山由清、柏木探古などいふ学者が心付いて、古い度量を索しては、それを模造して数多所蔵して居つた。これはもと歴史法制の学問上から、思ひ起した訳であるが、情実を知らねば、たゞ古物を愛玩する好事家と、同病の様に思つて居る輩も有ましたが、維新の御世となつて古物学も起り、公より博物館を建設あつて、古物を陳列してあるは、智識を弘めるのみでなく、史伝の参考にもなるため有るから、これを見て古書を考ると、所謂論より証拠となる事が沢山ある。それ故本日の講演も、古器物に付てのお話が多分あります。」と近世から近代に至る考証学的国学の姿勢、即ち書物（文献）のみならず古器物も含めたモノ全般を検討する学問方法の意義を述べてゐることである。

その最後には、本講演で論じてきたことの纏めが簡潔になされた上、「かやうの訳でありますから、現今使用して居る度は、大宝の制の少し延びたるもの、量は徳川時代に改正したもの、衡は大宝の制の少し延びたものであります。（暫くかく定め置くなり）さて是は皆古のお話で、今はさして緊要な筋でも有ますまいが、歴史法制の学には、先づ是れを研究せぬと、書物上に疑惑する廉が多く、終には大体を誤るやうの事も、有らうと思ひますから、此講席を幸ひに愚見を陳述致します。」と締め括つてゐる。つまりこれは、小中村清矩の控へめではあるが実学的な、近代国学の姿勢を示してゐる。明治二十三年九月以来、貴族院議員であつた小中村は、本講演の冒頭で、この内容はその後も、貴族院での「度量衡の法按」をめぐる議論の中で「若しもの時のためにと、記憶して居る所々を、箇條書の様」にしておいた書取であつたが、

所労で二、三回出席がならず、また議事速記録を見ても「アマリ古を考へて発言する様な事」も二、三の議員しかゐなかつたために、出席してゐても結局持ち出す必要が無かつたと思ふが、「別懇の友人」の慫慂もあり、「間接に用を為す事もあらうから」とその書取に増補したものをもとにお話をするつもりであると断りを入れてゐる。

また、(一〇)「陰陽道考」や(一六)「うらがた卜筮」が『法制論纂統篇』に収められてゐるのは、いはば文化史的な部分をも「法制」史の問題として捉へる視点があつたことを裏付けるものである。

陰陽道を論じた前者においては、「本日の演説に、此演題を出せるは、全く此道は漢土より伝来せるものにして、中古道家仏家の所行を混淆し我國固有のものにあらざるを明にし、中古以来上下一般、物忌ひの甚しき俗を、今世窮理の学盛にして、小学校の児童に至るまで、かゝる方術に惑ふ事なき風に、比較して思考せば、世変を知るべき一助となりぬべしとの、老婆心により起れるものなり」と結ぶ一方、卜筮を論じた後者では、「明治の御代となりては智育の学盛なるにより、或ひはかく神明に質す業などをば信ぜざる者もあれど、猶無形の理を尊みて此道を信ずる人もあり、到底古への聖皇、敬神の道を以て建国の基とし給ひ、今も宮中に神祭の旧典を絶えず行はせ給ふを思はゞ、此古儀を信ずる輩を以て、文明の退歩など論ずべからず」と述べてつ、卜占は一概に亀卜の漢土より渡り来て、其を採用ひしものとのみ、思ふ人の多ければ、我が国固有の卜法の変遷したる旨を知らせて、伴（引用者註・信友）翁の遺志を勉めんとて、今日の講演に及びたるもの」だといふ。つまり、これらの論述からは、小中村が、信仰なき単なる合理主義的考証を行つてゐたのでは勿論無かつたことが分かるのみならず、漢土伝来の陰陽道を批判し、卜占も我が国固有のものの存在を主張するといふ極めて国学的な文脈の中で、現実問題を見据ゑた視点を保持してゐたことが窺へる。

なほ、(七)「法律史考究書目」は、「今茲に陳述する旨は、近來我が国の古法律を研究して、現行の法典に考へ合する資と為んと欲し、或は法律史を

編纂して、江湖上に裨益あらしめんと欲する輩も有れど、何れの書より先披閱せんやと思ふ人の多ければ、其の心得にもとて思ひ立たるなり。」といふ目的から、五十七部の「法律史」に関する日本の書物を解題したものであるが、「法律史（法制史）」の研究史、学問史としても読める。

小中村は、「我が国に於て従来未だ完全の法律史ある事なし。其の然る所以は、当今の如き法律学問は、全く明治維新より始りたるものにして、殊に近來までは、学士より学生に至るまで、皆欧米の原書訳書のみを専ら研究して、現行に応用するを勉めしにより、未だ自国の旧事を考究するに暇あらざりしものゝ如し。況んや法律史などを編輯せんと思ふ志の者は、至て稀少の事なるべし。完全の書の未だ世に顯はれぬも、尤もの事ならずや。」と述べて古書研究の必要性を訴へる。その上で、「古書を読む前に、先づ近來の人の著はせる物を見るべし。此れ案内者に導れて志す道に向ふが如くなればなり。然るに法制の事をとり分きて手近く著したる書は、至て少くして、纔に横山由清の明治八年に著はせる、刑法志略は古今の刑法を述べ、同十二年に著はせる、日本上古売買起原及貨幣度量權衡考は、我が国度量衡の大略を知るに便なり。此二書は共に東京大学にて印行せし學藝志林中に収めたり。然るに昨年以来、当所にて諸講師の法制に関する演説有しを印行せし者少なからず。其中にも木村（引用者註・正辞）講師の演説せる刑法、（第一）日本古律の略説、（第九号第十七号）上古の司法權、（第廿三号）又拙老の國家（引用者註・學）会にて演説せる本朝法律起原沿革、（載せて同會雜誌第三十八号にあり）当所にての警察の沿革、（第八号）武家の法制（第廿八号）此他飯田（引用者註・武郷）、内藤（引用者註・耻叟）、有賀（引用者註・長雄）、小宮山（引用者註・綏介）、丸山（引用者註・正彦）諸講師の講演にも、法制に渉る事多し。悉く挙るに暇あらず。但しこれ等は、何れも略説なる者なれど、學者先づ一閱して古書に遡るべき階梯とすべし。此他近年横井忠直（引用者註・時冬）の大日本不動産（引用者註・法）沿革史、丸山正彦の日本古來財産相続法は、粗々詳悉なるものなり。必ずみるべし。／享保中伊藤

東涯の著はせる制度通は、法制の大略を見るに最も可なる者なり。然れども作者儒流なるが故に、支那の制度を記すに專にして、我國の事跡に於ては只大略のみにて足らざる事多かり、故に近日第一高等中学の教科書にとて、萩野由之並に拙老の男義象共に筆記せる日本制度通三卷あり。此れ亦古書を読む前に一応通読せば、法制の要頭を得る事あるべし。」と述べてゐる。^⑧

六 國學院における「国法」と「法制」

先述した明治二十一年十二月における皇典講究所の改正・拡張に伴ひ、翌二十二年一月十日には司法大臣の山田顕義が皇典講究所所長に就任し、改正皇典講究所規則第七条「生徒養成ノ法ハ別ニ定ム」の実現に向けて邁進した。予め設置までの概略を述べると、まづ、「私立国文大学設立趣意書」（明治二十二年十月）の段階では「国文・国史」のみで「国法」には言及されてゐなかつたものの、「私立国文学校建設趣意書」（同二十三年一月）には「国史・国文・国法」の表記が見られ、同年七月には、山田所長より「國學院設立趣意書」が出され、「專国史・国文・国法ヲ攻究」し、かつ「海外百科の學も網羅兼修」する場であるとされたのである。同趣意書は、幹事・松野勇雄が起稿し、三上参次や井上毅らが手を入れたものとされるが、^⑨「近代国學」を形成してきた小中村清矩らの「国學」の内容を、かなりの程度繼承するものといへよう。

ただ、先述した宮部香織の論考が指摘するやうに、この過程の中で「国法科」と「法制科」との概念の區別、相違が示されてゐることを看過してはならない。即ち、元來宮崎道三郎・穂積八束・金子堅太郎らのグループによつて独自に発案されてゐた「日本法律学校」設立構想を皇典講究所の教育実績の延長線上に（接ぎ木）して、同校を文部省の「特別認可学校」（設立以來三ヶ年の教育実績を有することが必要で、この認定を受ければ、卒業生に高等試験の受験資格が与へられるとともに無試験で判任官見習に任ぜられ、在

校生は二十六歳まで徴集猶予、卒業生は一年志願の特典を与へられた」へと導きたいといふ山田顕義の思惑が、「國學院」設置過程を複雑にしてみせた嫌ひがある⁽⁶⁴⁾。

明治二十二年十月四日、日本法律学校は皇典講究所とは関係なく単独で設立が認可され、十月七日に「特別認可学校」認定請求を行ふが、一方、同月に作成された「国文学」案には本邦固有の学問として「国文・国史」が挙げられてゐたものの、取り立てて「国法」は明記されてゐなかつたのである⁽⁶⁵⁾。しかし、続く同二十三年一月の「国文学」案の段階では、「国史・国文・国法」と明記されるとともに、その学科説明においては「国法」と「法制科」が並立してゐた。「国法」については「本邦法律ノ沿革ヨリ現行及將來發布セラルベキ諸法典ニ至ルマデ本邦法律ノ全部ヲ教授シ、経国ノ業ニ尤適切ナル才幹ヲ養成シ、本邦固有ノ風俗慣習ニ基キ、忠愛ノ士氣ヲ鼓舞振作シテ、国家ノ必要ニ応ゼシメンコトヲ期ス、而シテ此ノ学科ハ科目ノ数尠カラズ、修学ニ許多ノ時日ヲ要スルヲ以テ別ニ独立ノ一科トナシ、前後ニ記列スル所ノ諸学科ト対立セシム、」とあり、一方の「法制科」は「国法科即本邦法律ノ全部ヲ教授セザルモノ、為ニ設クル所ニシテ、専古代ノ法制ヲ授ケ、人情・風俗・慣習ノ由来スル所ヲ明ニシ、且現行重要ナル法制ノ一班ヲ講ジ、今日ノ實際ニ参照シテ応用ノ方法ヲ知ラシム、」と説明された⁽⁶⁶⁾。つまり、佐々木聖使に拠れば、「国法科」は実質的には日本法律学校のことであつたが、未だ皇典講究所内における同意・承認を得る段階には無かつたものと思はれ、その背景には、司法大臣山田顕義が所長となつて以来、多数の司法関係者が皇典講究所の事業賛成者や講演録購読者となつてをり、彼らと神職・国学者との間の軋轢も想定されるやうな現状があつたといふのである⁽⁶⁷⁾。さらに「国文学規則」には、本科（三年）・予備科（二年、高等の普通学を教授）・別科（三年、速成を主とする者を教授）といふ課程を定めることを規定してゐるものの、第四条但書において、「但、国法科課程ハ別ニ之ヲ定ム、」（この但書は「國學院規則」に引き継がれる）とされ、その「予備科学科課程表」

第二年に「法制史」（古代法）と「法学通論」、本科学科課程表」に「法制史」（第一・二年に「古代法」、第三年に「憲法・皇室典範」）、「別科学科課程表」に「法制史」（第一・二・三年に「古代法」、第三年に「憲法・皇室典範」）といふカリキュラム（各週二時間）を組んでゐたのである⁽⁶⁸⁾。ここで「法制史」に「憲法・皇室典範」を含んでゐることは興味深い点であらう。

そして、同年五月五日の皇典講究所事業拡張協議会決議においても、「国法科」を「独立ノ一科」と位置付けて、「本校ヲ國學院ト称シ、其ノ国法科ヲ専修スル所ヲ日本法律学校ト称ス、」との区別の確認及び「國學院」の校名採用がなされるとともに「日本法律学校ハ、其筋ニ請ヒ、特別認可学校ヲラシムベシ、」とされ、ここにおいて初めて國學院と日本法律学校の両者が皇典講究所の事業として位置付けられることになつたのである（しかも実質はともかく、形の上では日本法律学校は國學院の一部の如き位置付けであつた）。この本来皇典講究所とは「別」であつたはずの日本法律学校の「特別認可学校」化に必須の要件である設立以来三ヶ年の教育実績を満たすため、小中村清矩によつて「法制」が講じられてゐた皇典講究所の法学教育実績の延長線上に位置付けたのであるが、同年七月下旬頃、芳川顯正文部大臣から山田司法大臣宛に送付された「日本法律学校認可願ノ件」（同時に特別認可学校制度の廃止を謳ふ「高等教育ニ関スル意見」も付された）において、特別認可は出来ないが、今後数年以内に成績を上げた後に認可しても遅くは無いと通告され、つまりは却下されてしまつたのである⁽⁶⁹⁾。この「日本法律学校認可願ノ件」には、「按スルニ皇典講習所ノ学科中法律学ニ関スル一二科目ハ決シテ法律学ト称スヘキ一学科ヲ代表シ得ルモノニアラスシテ、法律学科中ノ一分子タルニ過キス、而シテ其一分子モ今日実用ノ急ニ応スルヲ以テ目的トセル認可学校ヨリ之ヲ看レハ、重要ノ科目トモ思ハレス、又其卒業生ハ代言人ノ試験ニ要スル科目タモ修メサルノ事実ヨリスレハ、亦法律学ヲ修得シタル者ト認ムルヲ得サルナリ、」と述べられてゐるが、皇典講究所においてはあくまでも実学的な国学の一部として捉へてゐた「法制」も、当時の政

府当局にとつては、重要な科目とは思はれない「法律学科中ノ一分子」たるに過ぎないとの位置付けでしか無かつたのである（皮肉なことに芳川顕正は明治四十三年に皇典講究所所長・私立國學院大學学長となる）。

特別認可学校の件が頓挫した以上、日本法律学校が皇典講究所・國學院との關係を薄くして行くことは必至であつた。それでもこの直後に設置された國學院の出発点においては、「国法」を除いた、国史・国文・道義・法制・外国史・地理・哲学・漢文・英語・体操の十科を置くこととなつたのである（「國學院規則」）。

しかし、この便宜的な概念の使ひ分けとは別に、國學院における「法制科」の内在的發展としての「国法科」化、或は通史的な「日本法制史」化ともいふべき傾向も次第に見られるやうになる。實際、國學院の初期における「法制」（第一年週二時間、第二年週三時間、第三年週四時間）の内容は、「古代法制」「憲法」「皇室典範」であつたのであり、小中村清矩・有賀長雄・小中村義象・井上頼圀の各講師が受け持った。即ち、すでに「国文学学校」案にあつたやうに、当初から、「古代法制」のみならず、制定直後の大日本帝国憲法や皇室典範といふ「現行」の最重要な法についての教授も明確に位置付けられてゐたのである。

ただ、明治二十六年度第二学期における「法制」は、一年級に「制度通」（小中村清矩）、二年級に「令」（小中村清矩）・「法曹至要抄」（井上頼圀）、三年級に「徳川百ヶ条」（内藤耻叟）⁷¹・「令」（小中村清矩）・「三代格」（井上頼圀）となつてをり（各週一時間）、ここでは「憲法」や「皇室典範」なる科目は見えない。それでも古代の法制に留まらない内容を含んでゐることに注目して置かなければならない。

明治三十年九月開講の学課においては、一年級に「日本制度通」（萩野由之、二時間）、二年級に「令義解」（萩野由之、二時間）・「法曹至要抄」（井上頼圀、一時間）、三年級に「三代格」（井上頼圀、二時間）・「皇室典範」（丸山正彦、一時間）となつてゐる。明治三十年代には学科を改正し、「○国

史法制（第一年）王政時代史・古代法制解釈、（第二年）同上、武家時代史を加ふ、（第三年）同上、近代法制、皇室典範を加へ、第二学期以下に於て法学通論を加ふ。「毎期一週七時間」とされた⁷²。

これらの変遷を見て行くと、實質的には、古代の法制に留まらない通史的な日本法制史への志向と、当時の根本法である皇室典範や憲法、さらには「法学」を含めた「国法科」化が徐々に図られてゐたことが窺へよう。

因みに小中村清矩の日記に拠れば、すでに明治二十二年五月十六日には「宮崎道三郎二逢。日本法律学校設立の談あり。」とあり、同二十三年九月二十一日には「午後二時日本法律学校開校二付出席。」し、同年十月十四日には「五時前皇典講究所行、今日より日本法律学校にて一時間制度沿革をはじめむ。」とあるやうに、小中村は皇典講究所内の日本法律学校において、基本的には隔週で夜間に講義を行ふやうになつたことが分かる⁷³。

一方、小中村は同年十一月九日には國學院講師に嘱託され、同日の日記には「皇典講究所行。一昨日不参二付、松野（引用者註・勇雄）面会、議決を承る。来ル十日より国学院授業始ル。予ハ水曜日午後一時一時間と定る。」とあるが、同年十一月二十三日以降十二月の日記を欠いてゐるため、この間の授業内容は知られない⁷⁴。小中村日記には、翌二十四年二月十八日条に「午後一時国学院へ出、職員令内蔵寮より民部省まで講義。」とあるのをはじめ、逐次國學院における講義内容が簡潔に書き留められてゐるやうに、小中村は、國學院で専ら「令」の内容を具体的に講じてゐたことが分かるが、同二十四年三月十八日条に「午後一時国学院へ出、生徒質問を受く。」、同二十五年九月二十一日条に「午後一時過国学院行、二時より法律起原沿革を述べ。」、同二十七年十一月二十一日に「十一時国学院へ出、宮城図其他懸け示ス。」などある如く、時には生徒の質問を受けたり、法制史の概説を講義したり、懸図を示して講義することもあつたやうである⁷⁵。また、明治二十六年三月二十六日条には「去廿四日国学院学期試業書（二年生）取調（△試業問題、大嘗会大むね・大祓の大意・僧尼令第一条也。）」とあり、國學院での試験問

題の一端が知られる。⁽⁷⁶⁾

七 小中村清矩の日本法制史研究再考

小中村清矩は、明治二十八年十月七日にコレラに罹患し、九日に没したとされる（各種伝記等における公表では十一日⁽⁷⁷⁾）。即ち小中村は、まさに皇典講究所・國學院の草創期における「法制」教授を担った人物といへるが、その学問や著作は、後学の瀧川政次郎からすれば、「いずれも啓蒙的論考でありまして、深みはありません。」と断じられるものであつたらしく、現存律令が大宝律令ではなく養老律令であることなどを実証し、創見に富んだ文献学的考証を行つた「律令考」（『國學院雜誌』第五卷第一三、一四、第六卷第一、二、三、明治三十二、三十三年）を著した佐藤誠実と比べても「非常に見劣りがいたします。」⁽⁷⁸⁾。さらには「この人は世渡り上手の出世頭でありましたが、毅然として学者の本分を守るといふ気節には缺けた人であつたようであります。」とまで酷評されてゐるが、これはあくまでも自らの拠つて立つ後年の時点から裁断した極めて辛すぎる評価と言はざるを得ない。

しかし、戦後の國學院大學法学部において、瀧川の後を継いで日本法制史の後任となつた小林宏が、「小中村博士は、神社制度や神道祭式の制定、明治皇室典範の編纂等に尽力したが、就中、律令の学に詳しく、皇典講究所において、『日本古代法律』、即ち日本律令を講じた。博士の学問の特色は、その著『官職制度沿革史』や『令義解講義』等に見られる如く、官位令、職員令、神祇令、獄令等を中心とする令制官職の研究であつた。明治初期には、所謂王政復古を成し遂げた新政府が大宝令の制に倣つて官制を作り、又大宝律と同一系統に属する中国法系の新律綱領を定めたので、当時これらの諸制度、諸法規の運用には、古代法の知識を実際に必要としたのである。」⁽⁷⁹⁾と指摘する如く、小中村清矩が一貫して実学的な国学の観点から日本の「法制」を研究・教育してきたことの意義、即ち「近代国学」の役割は決して軽視し

て良いものではない。それは長又高夫が、「佐藤は、律令学の水準を一挙に高め、専門化された近代的律令学の道を拓いた。かく佐藤律令学の功績は大きなものがあつたが、だがこれを以てそれ以前の律令学をひとまとめにし、軽視することには慎重であらねばならない。確かに、明治前期の小中村の律令学も、その考証の緻密さにおいて、佐藤のそれに及ばなかつたが、実践的な学問であつたという点では、小中村の律令学は、江戸期の律令学ばかりか、佐藤の律令学とも一線を画したのである。」と述べてゐる通りである。⁽⁸⁰⁾

小中村清矩は、明治十四年以来、儒学・漢学結社である斯文学会において令義解の講義を行つてゐたが、その講義録には、「本朝法律ノ創始ハ、上古ノ解除ヲ以テ権輿ト為スト、近藤芳樹ノ標注令義解開題、横山由清ノ刑法志略等ニ述ヘタリ、ゲニ解除ノ事状ニ、所有物ヲ出シテ罪ヲ購フ事ハ、後世ノ贖法ニ似カヨヒタレト全ク上古ノ風俗ナリ、西洋ニテモ法律ノ始リハ、人民ノ習慣ニ拠テ定メタリト云ヘハ、此ヲ以テ法律ノ始トスルモ、強ヒ事ニ非サルヘシ。」⁽⁸¹⁾と述べられてをり、また、明治二十四年一月稿の「本朝法律起源沿革」においても、同じ近藤と横山の説を挙げ、「然れども、これは習慣にして、一定の法制にはあらず、但し法律は、習慣上より成立つ者といへば、起原といへるも、強言にはあらざるべし、」と聊かの留保は付けつつも同様の理解をしてゐた。⁽⁸²⁾しかし、明治三十六年に刊行された遺稿の『令義解講義』は、基本的に斯文学会講義を合冊したもの（同書冒頭「小引」）とされてゐるにも拘らず、先と同様の箇所について、「本朝法律ノ創始は、上古の解除を以て権輿と為すと、近藤芳樹の標注令義解開題、横山由清の刑法志略等に述へたれど、解除の事状を按ずるに、所有物を出して罪を購ふ事の、後世の贖法に似かよひたるのみにして、全く上古の風俗なれば、此を以て法律の始とするは、付会に近かるべきか、」と評価を覆してゐる。これが本人の研究進展に基づくものなのか、遺稿を整理した校正者による編集上のいはば「改竄」なのかは、俄かに判断し難いが、これが小中村が日々修正してゐた最終版を反映してゐるとすれば（それは先述した「本朝法律起源沿革」において

加へられた留保を考へるならば有り得ることである⁽⁸⁶⁾、小中村が近藤芳樹や横山由清の議論を単にそのまま祖述して済ましてゐたのではなく、勿論当時の学問環境といふ限界はあるものの、自らの学問的良心に基づいて各説の取舍選択をしてゐたといへるのではなからうか⁽⁸⁷⁾。

ただ、小中村が『令義解講義』で「令は大かた唐制に倣ひて作られたることは、唐六典の文、又杜氏通典、文献通考に引たる開元令の文と、似かよひたるにて知るへし、然れども、皇朝の古制と風習とを斟酌して、作れる条も、亦往々あり、」と述べてゐる点は、元の斯文学会講義録と全く同文であるため、彼の一貫した日本の「令」への眼差しが窺はれる部分といへる⁽⁸⁸⁾。

また、小中村清矩没後の明治三十四年に刊行された『官職制度沿革史』を解題した石井良助が「本書の構成について注目すべきことは、古代に簡にして、近世において詳しいことである。この点は著者が意識して行なつた所」と指摘してゐる如く、同書の緒言に拠れば、「此等各段の叙述に於て深淺厚薄の差あるが如きは著者が聊か想ふ所ありての事にして即ち上古に略し近世に詳しきは史学上自らなる順序なるべしと信ずればなり。」とあり、また、「徳川職制」の部分は將軍家及び諸侯の記伝もしくは手記によつてこれを究明したのみならず、「最近の事実に至ては主として現存の公、侯、伯、子、男爵中別けて當時の制度沿革に關して見聞広かりし知人に就きて説話を求めたる処多し」とあるやうに、當時における同時代的な制度については聴き取りも行つてゐることが知られる⁽⁸⁹⁾。これらは、小中村清矩が単なる「古代法制」の研究者ではなく、あくまでも実用的な「近代国学」を強く意識してゐた証左といへよう。

さらに、総合的類書（百科全書）である『古事類苑』編纂における小中村清矩の役割も無視出来ない。松本愛重は、「人はあまり小中村清矩先生の古事類苑編纂に關する功績を説かぬようであるが、私は此の先生の大功は没すべからざるものと思つて居るのだ。」と述べてゐる⁽⁹⁰⁾。『古事類苑』は、明治十二年三月八日に文部大書記官・西村茂樹の建議を發端として編纂が始められ、

同十九年十二月からは東京学士会院で編纂されたが、當時は、開始当初から編纂の中心であつた小中村清矩が編纂委員長、東京大学古典講習科を卒業したばかりの松本愛重・今泉定介・小中村義象らが編纂委員となつた。同二十三年四月に編纂事業が皇典講究所に委託されると、小中村清矩、黒川真頼、木村正辞、本居豊穎、井上頼國、佐藤誠実、小杉樞郎、川田剛、内藤耻叟、松本愛重、石井小太郎、今泉定介、和田英松、黒川真道、桑原芳樹、佐伯有義、近藤瓶城らの皇典講究所・國學院関係の国学者・漢学者らが多数編纂に従事した。しかし、結局皇典講究所では完成せず、同二十八年には神宮司庁に事業が引き継がれ、編修長・佐藤誠実のもと、広池千九郎をはじめとする當時新進氣鋭の学者が多数編纂に参加し、漸く大正三年八月に刊行が終了する⁽⁹¹⁾。明治二十六年十月に皇典講究所名で作成された「古事類苑編纂趣旨」には、「本邦の古事旧典を求めんとするには、数千巻の古書を翻へして、之を暗索するにあらずれば得ること能はず、よし之を求め得るも輒く要領を得ず、之に反して支那歐洲の事は、皆その類聚書あるを以て、之を求むること甚た容易なるに由り、遂に邦人をして何に付けても自國のことをおきて、他國の故事慣例を引証せしむるにいたる、甚た遺憾ならずや、況や今日の如き文運隆盛の時に力り、大は國家の法制より、小は社交の一鎖（引用者註・瑣）事に至るまで、皆その旧例故格の如何を尋究するの必要なる時に際し、一の類聚書なきは國家の一大闕典といふべきなり、」と述べられてをり、「古事類苑は、この闕典を補はんが為に創始せられしものにて、本邦歴代の制度文物、および故事風俗等を類聚し、大古より維新前に至るまでの事実を収む、」といふ編纂目的とその内容も明記されてゐる。

『古事類苑』（和裝版三百三十五冊、洋裝版五十一冊）は、神祇部や帝王部をはじめ、あらゆる制度、文物、社會の事項を全三十部門に類別し、諸文献から採録した史料を原文のまま掲載してをり、現在に至るまで多大な學術的貢獻を果たしてゐることは言を俟たないが、その「法律部」六十卷（和裝本・三冊（洋裝本））は、佐藤誠実が担当し、先述した「律令考」をはじめ、

日本法制史に関する各種論考は、この事業における過程で深められた法令研究の産物を『國學院雜誌』に掲載したものであった。⁽⁹⁾ 因みに、明治三十五年に刊行された『古事類苑』法律部十五（神宮司庁）の末尾には、編修総裁・細川潤次郎、編修長・佐藤誠実、編修副長・松本愛重、編修副長心得・石井小太郎、編修として、廣池千九郎、山本信哉、村尾節三、佐伯有義、編修兼校合員として、加藤才次郎、三浦千畝、校合員には馬瀬長松、坂倉廣胖、編修顧問として、黒川真頼、本居豊頼、木村正辞、編修顧問兼校勘・井上頼園の名が挙がつてゐる。

八 明治三十年代における國學院講師三浦周行の「日本法制史」

先に見たやうに、國學院においては、明治三十年頃までに、通史的な「日本法制史」の方向性ととも、「憲法」や「皇室典範」、「法学通論」の導入、即ち「国法科」化も図られつつあったといへよう。

明治三十年代前半には、國學院編輯『應問録』第壹輯（六合館、明治三十三年一月十日印刷・二十五日発行、同年七月十日訂正再版）、同『應問録』第貳輯（六合館、明治三十五年一月二日印刷・十日発行）が刊行された。⁽¹⁰⁾

『國學院編輯部』の宮西惟助と鳥野幸次が記した第壹輯の「序」には、「明治二十七年の冬始めて國學院雜誌を發刊するやこれが読者たるべき賛成員諸氏の便を計り特に應問欄を設けて普く国史国文上の質疑に応じたり爾来五星霜今日に至るまで斯欄に筆を執りしもの前後十余人今一々其名を録せずと雖も本院出身の俊秀が研学の余暇を以て之が解答の任に当りしもの外には本院關係の講師先生が之を補助せらるゝありて簡明的確その要を尽し広く江湖の歡迎する所となれり然れどもこのまゝにて過さんには啻に展覽に不便なるのみならず又散逸の憂なきに非ずさては本欄の本志に非ず是こたび刪訂類聚して更に一部となし世に出すに至りし所以なり」とあり、「本院講師井上頼園先生が嚴密なる校閲の勞を取」つたことが知られ、また同書は、神祇・歴史・

伝記・官職・制度・儀式・装束・武具・家屋器具・書籍解題・地理陰陽・和語・漢語（故事熟語）・仏語・外国語・和歌・語格文法・動植物などいふ分類がなされてゐた。つまり、「国史国文上の質疑」と言つても、実際には法制に関する応問も多かつたのである。

また、明治三十六年の学科課程では、「国史法制科」のうち、「法制」關係の科目として、一年級に「日本制度通・皇室典範」（宮西惟助）⁽¹¹⁾・「法学通論」（西川一男）、二年級に「法制史（王代）」（三浦周行）、三年級に「法制史（武家）」（三浦周行）⁽¹²⁾・「憲法・神社制度」（中川友次郎）が置かれた。ここで重要なのは、「憲法」とともに「神社制度」が含まれてゐることである。

なほ、この時期、先述の如く、皇典講究所關係者が中心となつて刊行されてゐた雑誌である『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』『國學院雜誌』所載のいくつかの論考が、大日本圖書株式会社の発行・印刷で國學院が編纂した『法制論纂』（明治三十六年四月三日印刷・六日発行）、『国史論纂』（明治三十六年六月二十五日印刷・二十八日発行）、『国文論纂』（明治三十六年十月三日印刷・六日発行）、『法制論纂統編』（明治三十七年一月四日印刷・七日発行）といふ四論集に纏められた。そのうち『法制論纂』『法制論纂統編』の意義や問題点については、すでに宮部香織の論考が検討してゐるため、詳しくはそちらに譲ることとする。とりわけ、佐藤誠実の「律令考」が『法制論纂』『法制論纂統編』に収録されなかつたといふ点は、日本法制史の学説史上大きな問題を孕んでゐるが、これも佐藤の「律令考」が、現存する律令について、荷田在満「令三弁」以来、当時の小中村清矩に至るまでの通説であつた大宝律令ではなく、養老律令であると論じてゐることが問題視されたことが理由では無いかとする宮部論文の考察が説得的であるといへる。ただ、元来これら論纂シリーズは、その「緒言」に謳つてゐるやうに、あくまでも皇典講究所における講演を記録した雑誌『皇典講究所講演』の中から取り上げられた論考を主としてをり、『日本文學』『國文學』『國學院雜誌』に掲載されたものからの収録は極めて少ない。それ故、佐藤の「后宮表」（『國

學院雜誌』第五卷第四号、明治三十一年）が『国史論纂』に収録されてゐるのに、同じ『國學院雜誌』に連載された「律令考」が漏れたのは、宮部が指摘する理由（当時その画期的意義が認められなかった）もあつたため、あへて積極的に収録する必然性が無かつたものと思はれる。

因みに皇典講究所の卒業生で構成される水穂会が発行所（第一のみ、第二から日本文學発行所）となつた『日本文學』第一（明治二十一年八月二十五日、九月十五日再版）には、落合直文の「日本古代法律研究の必用」が掲載され、「法律を構成するに必用なる原礎」二あり。原理、及び沿革是なり。」と論じてゐるが、この落合にしては意外ともいふべき論考（近代の国学者としては、法律は当然有して置くべき関心ではあるが）は、論纂には収録されてゐない。また、『日本文學』第二十（明治二十三年三月三十日）並びに『皇典講究所講演』二十八（明治二十三年四月一日）の両方に掲載された有賀長雄「皇典學上の攷究を要する事業及其攷究法」は、「私は、此の皇典講究所に関係のお方、并に他の皇典講究に熱心の御方に願はしいのは、成る可く今日の国家なり、社会なりの運動の中で、皇典講究といふ事業が、全く別な者とならんやうにして、今日社会活動の部分の中の一ツとして、活かして往きたいのである。」と述べて、縷々持論を展開してゐるが、これは『法制論纂続編』の一番始めに収録されてゐるのである。

ともあれ、この明治三十六、三十七年といふ時期に、初めての本格的な日本法制史の論文集といふべき『法制論纂』や『法制論纂続編』が出版されたことは、日本法制史の學史上、重要な位置を占めてゐることは間違ひ無い。

さて、明治三十七年四月二十三日に専門学校令による「私立國學院」になると、翌年九月に開講した大学部予科の「国史法制科」では、「法学通論」（西川一男）・「法制史概論」（藤岡継平）・「日本歴史」（三浦周行）の科目が置かれ、同四十年開講の大学部本科では、「法制史」（澤邊復正・植木直一郎）、「有職故実」（小杉楹邨）、「法学通論」（西川一男）が置かれた（同四十二年度）。國學院大學の年史においても当時、三浦周行講師の京都帝国大学赴任

のため、「後任に澤邊復正、植木直一郎（師範部担当）」を委嘱したが、三浦講師は一学期の間、本科に於て「日本法制の系統」、師範部三年に「武家法制」を開講した。三浦講師の学問は本学に於ける日本法制史の研究の上に大きな影響を及ぼした」と評されてゐる。⁽⁹⁷⁾

後に京都帝国大学における「文科派」法制史学の創始者となつた三浦周行は、元來が帝国大学文科国史科の選科の出身で、栗田寛や星野恒、重野安釋、ルードウィッヒ・リース、箕作麟祥、小中村清矩らに学び、明治二十八年には帝国大学に設けられた史誌編纂掛の助員となり、主に『大日本史料』の編纂校訂に従事した。明治三十四年には東京帝国大学法科大学の「法制類聚編纂（主任）」を嘱託されるが、同三十五年に辞任し、法科大学の授業の担任を嘱され、さらにその翌年には文科大学講師となり鎌倉時代史を講じてゐる（明治四十年まで）。

その研究法については、一般的にはルードウィッヒ・リースの西洋史学研究の影響が明らかであると評されてゐるが、明治三十四年二月十八日には國學院講師に嘱託されて「法制史（王制・武家）」を講義し、「礼典調査會準備委員」を委嘱され神社奉祀の儀式を調査してゐたといふ経験を持つてをり、また、大正十年代の法制史講義においては、参考書として木村正辞『憲法志料』や元老院編纂『職官考』、小中村清矩『官制沿革史』、横山由清『旧典類纂 田制篇』、萩野由之・小中村義象『日本制度通』、小中村義象・萩野由之・増田于信『日本古代法典』、池邊義象『日本法制史』などの近代における国学系の先行業績を丁寧に紹介してゐるため、これらの先学の延長線上に自らの学問を確りと位置付けてゐると見ることが出来、「国学」系学問と親和性が高いといへよう。⁽⁹⁸⁾

なほ、國學院における三浦周行の「日本法制史」講義内容の一端は、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンターで調査・整理されてきた『河野省三関係資料』に含まれてゐる河野省三の学生時代における講義聴講ノートである『日本古代法講義二 日本法制史別記』（明治三十六年、法制

史〔王代〕、本科二年次、『日本法制史 武家法制 卷之一』（明治三十七年、法制史〔武家〕、本科三年次）、『武家制度 武』（明治三十七年、法制史〔武家〕、本科三年次）に拠つて知られる。しかし本稿では、さしあたりこれらの講義ノートの検討は措いておき、まづ活字になつてゐるものの比較的知られてゐない（未完であるためか）と思はれる、明治三十六年に連載された『國學院雜誌』における三浦の誌上講義「日本法制史」から、当時における彼の教授法を窺ひたい。

同論考の「緒言」では、「余は、今回國學院編輯部の囑託を受けまして、日本法制史の講義を、本誌に掲げる事になりました、就いては講述の順序は、先づ江戸時代から始めまして、漸次上古に遡りたいと思ひます、」と述べ、その「重なる理由」として次の三つを挙げてゐる。

その第一の理由としては、全文を引くと、「余は、先年から、國學院の第三年級で、法制史の教授を担当して、今日迄に都合三回、其講義を繰返して居ります、課程の上では、専ら武家時代を主とする事になつて居りますが、同院では、法制史の口授といふものが、下級に關つて居りますために、余儀なく、上古から講述する事に致して居ります、然るに、授業時間は、一学年間、毎週僅に二時間に過ぎないので、固より略説に止めて居りますけれども、進んで江戸時代に至る頃には、何事も学年の終末に近づいて、概略乍らも、其説を尽くし兼ねる事を遺憾に思つて居りましたところへ、此講義を受けることになりましたから、取敢へず、これを利用して、同院での講義の不足を補ふ事に致さうとの考が浮んで参りました。」と本誌上講義の動機を述べてゐる。

そして第二に、「更に史学の研究法及び教授法に就いての平素の理想の幾分なりとも、実行してみたいといふ考」を惹き起こしたとして、「余は、常に新たな時代から、段々と古い時代に遡るといふ事は、或る程度に於て歴史研究の一つの方法であると共に、これを教授上に応用しても、亦必ず成功すべき事を信じて、今日迄、多少実行して居るのであります、」と述べる。

これは身近な所から始めるといふ趣旨で、近場から次第に遠方に及ぼす地理学に倣ひ、また、史学ではまづ各地方の郷土史を教授することも類似の方法だとするが、ただ、まだ理想を現実にしよと思へば種々の困難が横たはつてゐるため、「不完全乍ら、先づ講述の順序を江戸時代に定めた」だけで留まつてゐるのだといふ。

第三には、「法制史は、欧州に於ても、新興の学問の一つであつて、我国では、猶更の事でありますから、何れの時代の研究も、おしなべて幼稚と言はねばなりませんまいが、其中でも、上古からして戦国時代迄の史的材料で、重なるものは、先づ大概世間に知られて居つて、学者もこれを見るに練れて居ります、」といふ状況であるが、翻つて江戸時代以降は未だ「道具立」そのものが出来てゐないために良く知られてゐない点を挙げてゐる。特に先年政府が編纂した民法の親族・相続について、賛成論者も反対論者も「古法旧慣の上から、正確なる論拠を以て争つた訳ではな」と指摘し、また、「現今世上の問題となつて居る山林原野下戻の事とか秩祿処分のことになれば、従来の法律慣習程、尊重すべき材料はありませぬ、其法律慣習と申しても、極古いところは、多少の参考に資するに止まつて、直接關係を持つて居るのは、皆江戸時代の事共であります。」といふことから見ても、江戸時代の講義を先にすることは「強ち不急の業であるまい」といふのである。

かかる講義観は、小中村清矩に特徴的に見られる如き「近代国学」における「実用」的な学問方法をより徹底した姿勢といへる。また、「法制史は、学問として充分範圍の広いものでありますから、一般史の講述に当たりましては一時代の中で、公法と私法とに分け、公法では何々、私法では何々といふ風に、一々項を分かつて説明するを便宜と致しますが、國學院では第一年級で、制度通を課して、各制度の梗概を授けてありますから、第二年級以上では、律令格式以下、各時代の法制書類を参考して、教授する仕組であつて、江戸時代は、即ち御定書百箇条が採用せられて居ります。」として、不十分ではあるが、これらを中枢として、その足らざる部分を他の史料で補ふスタ

イルを採ると述べてゐる。

この言の通り、これ以後の記述は江戸時代から始めるのだが、「法律史料を蒐集して、法律史学の用に供する事の急務であるといふ事は、既に去る二十五年中斯学の先達たる宮崎博士が、法学協会雑誌で説かれて居たと覚えませんが」、と述べて、東京帝国大学で日本法制史を講じ、「法科派」の起点と位置付けられてゐる宮崎道三郎の名を挙げ、史料の蒐集保存の必要性を訴へてゐる。

因みに三浦周行は、明治三十六年十一月に國學院学生（研究科生）の植木直一郎・高橋万次郎の指導教授となつてゐるが、翌年一月、「國學院研究科の法制史専攻の学生諸子に対して試みた談話の一節を敷衍致したもの」として、「専門学に於ける概念の必要」を『國學院雑誌』に寄稿してゐる。先述の如く、植木は三浦が京都帝国大学に赴任するに当たり、「法制史」の講義を引き継ぐ。

このやうに、三浦周行の國學院講師時代の経験は、京都帝国大学における「文科派」法制史学の〈前史〉とも位置付けられるべきであらう。つまり、三浦が京都帝大に赴任する前に、いづれも「近代国学」といふ〈基盤〉を持つ東京帝国大学と國學院（私立國學院大學）においてその研究・教育方法が培はれ、京都帝国大学で独自の花を開かせたものと言つてもよいのではなからうか。また一方、三浦以後の國學院大學では「国学」的学風の延長線上に文化史的新風が吹き込まれ、独特な「日本法制史」の学風が形成されて行つたのである。

九 「国法科」設置案の挫折と神職養成部における「法制」

明治三十九年に「國學院」を改称した「私立國學院大學」では、大正元年八月の学則改正によつて、「法制一般・法制史・徳川史」（植木直一郎）・「国史読本・法制史・令義解」（澤邊復正）・「禁秘抄・有職故実」（黒川真道）が

置かれた。

そして、大正七年には皇典講究所・國學院大學拡張委員会が設けられ、大学部における「神祇科」の設置（結局戦前は設けられず）や「道義科」の拡張、研究科の改良などが提議されたが（後者二つは第一期拡張事業に位置付けられる）、桑原芳樹の働き掛けにより、法学博士清水澄委員が理由書を出して提唱した「国法科」設置も一応第二期拡張事業として位置付けられた。

その国法科設置構想は、「我が国体ト民俗トニ適合スル法学ノ研究ハ目下ノ急務ナリ、國學院大學ハ夙ニ此ノ要求ニ応ゼンコトヲ以テ其ノ精神トシタリキ、サレバ道義・国史・国文ノ外ニ於テ更ニ特色アリ生命アル国法ノ研究ヲ試ミ、以テ道義ト法律トノ調和ヲ図リ、健全ナル立憲国民ヲ養成スル本所本大学ノ精神ヲ拡充スル道ナリト信ズ、コレ特ニ国法科ヲ設置シテ特色アル法学教育ヲ施サントスル所以ナリ」として、専任教員五人（各学年一人の割合）を設ける計画であつたが、結局、江木千之理事らの同意が得られず、設置には至らなかつたのである。

昭和十二年五月二十三日、桑原芳樹の喜寿を祝ふ席で枢密顧問官の清水澄は、「さて話は六七八年の頃に遡りますが、当時國學院大學には拡張計画がありまして、桑原翁はその計画具現の第一線に居られました、その計画の一案であつたところの国法学科設置案を提げて私に相談を持込まれました。私は國學院大學に国法学科専攻の学科を設置することは、実に緊急にして且つ不可欠の事であると切実に感じましたので、満腔の賛意を表したのみならず、翁の御懇請に従うて、学科配当から時間割の編成、入選問題に就いてまで御相談に与り、直ちに之を実行に移し得る所まで膳立を致したのであります。然るにやゝ複雑せる事情に阻まれて実現不可能に陥り、満二十年の年月を経た今日未だに其の実現を見るに至らぬ次第で、洵に遺憾に存じてゐるのであります。」と回想し、現在においても、「法律万能論」では無い、道徳教育を基盤とする法律教育の場としては、やはり國學院大學が相応しいといふことを力説してゐる。

また、桑原芳樹自身も二十年前の初志を抱き続けてゐたらしく、大正七、八年当時の清水の骨折りを無にしたことを謝するとともに、「この問題は我々神道乃至国学に關係して居る者にとりましては大いに考慮すべき事柄」といふ認識のもと、國學院は「国史・国文・国法」の攻究・教授が設置当初からの趣旨であるために当時国法科設置を提唱し、「國學院を完全な大学にしようとした」のであつて、「之を神道界の方面から觀察してみますと、兎角我々神道界に属して居る者は、法律知識に乏しい為に、十分に驥足を伸ばすことが出来ず、従つて、個人としては勿論、神道界としても大層割の悪い立場に置かれるやうなことが多いと考へられる。果してさうであれば、神道界をより力強からしめ、より向上せしめ、發達せしめる為には、先づ我が神道界から強力なる為政者を出さねばならぬ、而して神道界が為政者を出さんが為には、神道人を養成する最高機関である所の國學院大學に国法学科を設置して、有為の人材を輩出せしめねばならぬ、斯くて始めて、國學院大學の使命は完全に果されるのであり、斯くて始めて國學院大學は真に發展向上するのである、と私は確く信じて居りました。」と述べ、「現在の日本は、真に日本的なる道德の再検討をなし、真に日本的なる法学を研究開発し、而して純正日本精神を根柢とする一大国策を樹立せねばならぬ時代になつて来ては居らぬでありませうか。」と訴へてゐる。

かうして「国法科」設置構想は挫折したが、大正九年の大学令大学昇格（職員・神祇）後の國學院大學では、学部・予科・研究科を置いて学部（道義学科・国史学科・国文学科）を設置した。「帝国憲法及皇室典範」（一単位）と「法制史」（二単位）が毎年開設される講義として配置され、前者は三学科ともに、後者は国史学科のみに（「日本法制史」の名称で）必修科目とされてゐる。なほ、道義学科で上杉慎吉が「帝国憲法」を、また、中川善之助が参考学科目の「民法」を講じてゐる。

その他、「法制經濟」の範疇で、大正十年度の大学部予科に「法学通論」（西川一男）、大正十三年度の附属高等師範部に第一学年「法学通論」（西川

一男）・第三学年「現行法制・憲法・皇室典範」（「現行法制」（矢野泰也）、「帝国憲法及皇室典範」（井上孚磨））が置かれた（三年次には「有職故実」（松本愛重）も置かれた）。

一方、國學院大學の経営母体である皇典講究所において設置された神職養成部にとつても「法制」の科目は必須のものであつた。神職養成部は、明治三十三年四月、皇典講究所内に開設された「今日神職及び神職候補者ノ為ニ祭典儀式ヲ教授シ、併セテ国史国文等ヲ修習セシメントスル」神職講習会を發展的に解消し、明治四十二年五月三日に内務大臣によつて皇典講究所へ神職養成事業が委託されたことに伴ひ設けられたもので、将来有為の神職を本格的に養成することを目的とする神職教習科、現任神職の講習（研修）を行ふ神職講習科、祭式講習科を置いた。ここに「神職養成」の語を冠した機関が初めて発足し、漸く皇典講究所において「神職養成機関」としての制度・形式が整つたのである。

神職教習科では「神祇ニ関スル法制史」・「神社制度」・「法制大意」（後に「神社制度（現制）」・「神社制度ノ沿革」・「令義解（神祇令）」と改正）、神職講習科でも「神社制度及神社経営等」が教授された。

神職教習科の「法制」では、「法制大意」（西川一男）・「皇室ニ関スル諸令典」（佐伯有義）・「有職故実」（白川資長）・「令義解（職員・神祇）」（佐伯有義）・「神祇ニ関スル法制史」（植木直一郎）・「（科外）神社経営」（荻野仲三郎）、神職講習科の「法制」では、「神社制度（規則）」（中川友次郎）・「神社制度ノ沿革」（荻野仲三郎）・「令義解（神祇令）」（井上頼國）が置かれた。

さらに、大正九年度の神職講習科では「法制科」で「神社法令」（野島勝七）が置かれ、同十二年度の神職教習科では、二年次に「法学大意憲法」（佐佐木行忠）・「皇室制度」（植木直一郎）・「神社法令」（矢野泰也）・「神社事務」（氷室昭長）が配置されてゐる。

その後、昭和元年度で神職教習科は廃止され、同二年三月に至り、國學院大學に専門学校令に拠る附属神職部（同四年二月に神道部と改称）を設置し

たが、「法制」は第一学年に「憲法皇室典範及法学通論」（澤田五郎）・「神社概説」（平岡好文）、第二学年に「皇室制度」（植木直一郎）・「祭祀令」（佐伯有義）・「神社法令」（青木仁蔵）、第三学年に「日本法制史」（植木直一郎）・「神社制度」（角南隆）が配置された。また、國學院大學の「神職部」は主として高等神職を養成する機関であつたため、皇典講究所では別個に昭和三年四月より内務大臣委託による神職養成部を開設し尋常神職の養成に務めることになつたが、「法制」は第一学年に「憲法要旨・法学大意」（澤田五郎）、第二学年に「皇室制度」「皇室祭祀令」（植木直一郎）・「神社法令」（青木仁蔵）・「神社概説」（平岡好文）・「神社ノ実務」（水室昭長）を置いてゐた。

また、皇典講究所創立当初からの重要な役割の一つとしての「神官資格試験」の延長線上にある、「国学」に関する学力を檢定し神官・神職の採用資格とした「学階」試験制度は、明治十九年五月二十七日の「学階選叙式」でその基礎が定められたが、第一種の試験科目に問題説明・書取として六国史・令義解・延喜式・法曹至要抄・源氏物語、そして考証二題、作文三題（宣命体・物語体・唐宋文体）が出されてゐたやうに、こちらも当然、日本法制史の知識・理解は必須のものであつた。この学階制度の改正として大正十年一月二十九日に内務省の認可を得た「皇典講究所学階授与規則」では、例へば「学正」取得のための檢定試験は「道義」「歴史」「国文」「法制」「祭式」の範疇から出されたが、「法制」の科目は、法制史・法学通論・憲法・皇室典範・神社法令であつた。

なほ、中央官庁である内務省社寺局―神社局―神社院、或は全国各地の神職団体などからは神社法令集が続々と編纂、刊行されたが、皇典講究所においても、当時の神社行政・神社制度の法令に関する基礎資料として、斎藤貞之丞編輯、近藤瓶城校閲『現行神社法令』（皇典講究所印刷部、明治二十九年）、皇典講究所編纂『現行神社法規』（水穂會、明治四十年）、同『増補訂正 現行神社法規』（皇典講究所國學院大學出版部、明治四十一年）が作成された。

このやうに、当然のことではあるが、神官・神職にとつて、単行法令の積み重ねにより展開されてきた近代の神社行政に対応するためには、何よりも日々刻々と変化する「神社法令」の具体的把握が必須であり、なほかつ、その背景となる「法制」の歴史そのものへの深い理解や、日本の「国体」（国柄）と密接に係はる帝国憲法や皇室典範に対する理解が強く求められたのである。かかる神社制度、即ち神社法令の沿革と現状、さらには憲法や皇室典範、皇室制度などの教授を組み込んだ「法制」に関する独自のカリキュラム構成は、自づから皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質へと繋がつたのである。

十 むすび

聊か煩雜な記述となつたが、以上の経緯を概観すると、皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質も浮かび上がつて来よう。即ち、当初は「古代法制」の印象が強かつたものの、徐々に「法学通論」や「現行法令」、そして「憲法」の如き科目も整備して「国法科」的な要素も若干増していくし、古代のみならず新しい時代も教授する通史的な「日本法制史」への志向性も窺へるやうになる。ただ、やはり最も特徴的なのは、「皇室制度」や「神社制度」の現行制度及びその沿革（法制史）に係はる科目が充実して来ることであらう。

しかし、東京帝国大学（東京大学、帝国大学）の「法科派」日本法制史や京都帝国大学（京都大学）の「文科派」日本法制史と比較すれば、皇典講究所・國學院大學の日本法制史は、兩帝大における「国学」から専門分化した近代的学問としての「日本法制史」の形成や提唱を志向したものと異なり、やはり近代を一貫して、あくまでも主に「国史」「国語国文」「国法（法制）」から構成される総合的学問「国学」（近代国学）の枠組を保持する中で「法制」（制度）研究の営為であつたといへるのではなからうか。その意味で、

「近代国学」を近代諸学問の基盤と捉へ、さらには皇典講究所・國學院大學を補助線としつつ、両帝大における「日本法制史」の形成過程を見て行くなれば、これら三者の極めて有機的な相互関係のもとに「日本法制史」といふ学問の形成がなされたことが窺へるのである。

なほ、学制の改正は多々行はれたが、明治末期以降、國學院大學における「日本法制史」の講義に関しては、植木直一郎^⑩が主に担ったと言つてよい。

國學院大學において先の大戦まで「日本法制史」の担ひ手であつた植木直一郎は、明治三十年代に國學院本科（第六期）・研究科を卒業し、明治四十年に皇典講究所講師・國學院大學講師となり、京都帝国大学に移つた三浦周行の後任として「法制史」を講じた（大正九年に教授）。大正三年頃から東京帝国大学名誉教授で法学博士の穂積陳重から著述公刊に係はる補助を託され、穂積の右腕となつて法制資料の整理を行ひ、自身も穂積のコレクションの多くを用ゐて『御成敗式目研究』（岩波書店、昭和五年）を書き、文学博士となつた^⑪。

小森嘉一は、「植木先生の方法は国学の系統、特に平田篤胤に最も近接し、又国学院建学の精神を継承し、これに殉じたものであると思う。」と述べたが、平田篤胤との類似がどこまで言へるかは別として、植木には、法制史をはじめとする歴史のみならず、国語・国文学、即ち『古事記』『日本書記』は勿論のこと、『風土記』など上代を中心とする古典研究全般、さらには神社祭祀などの研究にも取り組んでをり、昭和十一年刊行の大倉精神文化研究所『神典』の編纂責任者でもあつて、『神典』講座で「令義解講義」や「古事記講義」などを行つてゐた^⑫。

また、その戦前における皇典講究所・國學院大學の「法制」科の一つの特色であつた皇室制度に関する授業を担当した関係もあつて、植木は『皇室の制度典礼』（小林又七本店、大正七年）をはじめとする皇室制度に関する著作がいくつもある皇室制度史研究のエキスパートでもあつた。さらに、賀茂真淵を中心とする近世国学者たちの法制史的研究にも関心を寄せてゐる^⑬。

このやうに植木直一郎は、単に「法制史家」とのみで括られることのない、洵に國學院らしい「国学」的な総合的学問の一環として「日本法制史」を講じてゐたのである^⑭。

註

- (1) 瀧川政次郎「日本法制史研究の回顧」（『歴史教育』第一八巻第八号、昭和四十五年）。
- (2) 瀧川政次郎「学術文庫『日本法制史』序」（同『日本法制史（上）』講談社学術文庫、昭和六十年）九頁。
- (3) 法学部の歩み編集委員会「國學院大學 法学部の歩み」（國學院大學法学部、昭和五十六年）「座談会—法学部創設の頃—」五〇頁。なほ、國學院大學法学部は昭和三十八年に設置されてゐるが、「日本法制史」は、創設当初において法学部が打ち出した五つの特色（他は憲法、商法、国際法、政治学）の一つであり、さらに昭和五十六年時には日本・東洋・西洋の三つの法制史「講座」が揃つてゐた。また、佐藤誠実については、佐藤誠實著・瀧川政次郎編『佐藤誠實博士令格式論集』（汲古書院、平成三年）を参照。
- (4) 前掲、瀧川政次郎『日本法制史（上）』六四、六五頁。
- (5) 東京帝国大学と京都帝国大学における日本法制史に関しては、拙稿「近代国学と日本法制史」（『國學院大學紀要』第五〇巻、平成二十四年）を参照。
- (6) 宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」（『國學院大學 校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年）。
- (7) 前掲、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」。
- (8) 拙著「近代国学の研究」（弘文堂、平成十九年）を参照。
- (9) 前掲、拙著「近代国学の研究」第一章、第五章、第七章。筆者の検討の前提となる論考として、河野省三「國學の研究」（大岡山書店、昭和七年）、藤井貞文『江戸国学転生史の研究』（吉川弘文館、昭和六十二年）「江戸国学の転生」、鈴木暎一「国学思想の史的研究」（吉川弘文館、平成十四年）「序論」、高橋陽一「国学における「事実」問題の展開と教化」（寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、平成五年）などを参照。
- (10) 石井良助「日本法制史研究の發達」（『東京帝国大学学術大観 法学部・経済学部 東京帝国大学、昭和十七年』二七七、二七八頁）。
- (11) 『日本隨筆大成』第一期5（吉川弘文館、昭和五十年）、村田春海「織錦舎隨筆」所収「和学大概」。

- (12) 本居宣長『うひ山ふみ』（村岡典嗣校訂、岩波文庫、昭和九年）、伴五十嗣郎編『神道資料叢刊四 足代弘訓未公刊史料集』（皇學館大學神道研究所、平成五年）を参照。
- (13) 斎藤政雄『和学講談所御用留』の研究（国書刊行会、平成十年）を参照。
- (14) 『大八洲學會雜誌』卷之四十九（明治二十三年七月十日発行）。
- (15) 阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）第六章を参照。
- (16) 前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』一九二頁で紹介されてゐる伊曾野神社所蔵「学制略」。
- (17) 江戸幕府の監視下のもと、朝廷では、頽廃した公家の風儀肅正を目的として、弘化四年（一八四六）三月に学習院（公家教育機関）古代の大学寮の再興。漢学中心だが国典・和書の講釈も行はれた）を開講してゐた。学習院は、明治元年（一八四八）四月十五日に「大学寮代」と改称されてゐた（学習院百年史編纂委員会編『学習院百年史』第一編、学習院、昭和五十六年）。
- (18) 大久保利謙『明治維新と教育』（吉川弘文館、昭和六十二年）二「京都における皇学所創設の事情」、前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』第七章、熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究—近代学校教育の生成過程—』（風間書房、平成十九年）を参照。
- (19) 豊橋市立中央図書館所蔵『栄木園類集 皇学所御規則』。
- (20) 前掲、阪本是丸『明治維新と国学者』、前掲、熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究—近代学校教育の生成過程—』を参照。
- (21) 内閣記録局編『法規分類大全』第一編・学政門一・学政総（明治二十四年）、八頁。
- (22) 桃裕行『上代学制の研究』（目黒書店、昭和二十二年）、前掲、大久保利謙『明治維新と教育』、前掲、熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究—近代学校教育の生成過程—』などを参照。
- (23) 高橋勝弘『昌平遺響』（明治四十五年）所収「明治三年学制及三科必読書」（明治二十二年印刷して疊友に頒ちしもの）。
- (24) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一編・慶応三年〜明治四年・第百十六巻・学制・教員及属員「大学規則及中小学規則」。
- (25) 前掲、拙稿「近代国学と日本法制史」を参照。
- (26) 前掲、拙著『近代国学の研究』第五章を参照。
- (27) 神道事務局生徒寮に関しては、戸浪裕之「神道事務局研究序説」（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道—國學院大學の学術資産を中心に—』弘文堂、平成二十一年）、同「國學院大學の学術資産と神道事務局—河野省三博士記念文庫神道事務局関係資料の紹介と翻刻—」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十二年）、同「神道事務局の教育機関—生徒寮の制度的側面に関する一考察—」（『神道宗教』第二十七号、平成二十二年）、同「神道事務局生徒寮の展開—第二期（明治九年—明治十三年）の展開—」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第三号第二分冊、平成二十三年）を参照。
- (28) 前掲、戸浪裕之「國學院大學の学術資産と神道事務局—河野省三博士記念文庫神道事務局関係資料の紹介と翻刻—」を参照。
- (29) 井上順孝「社寺取調類纂に見られる神道界及び教化の動向」（『社寺取調類纂（神道・教化篇）』（國學院大學日本文化研究所、平成二年）、前掲、戸浪裕之「神道事務局生徒寮の展開—第二期（明治九年—明治十三年）の展開—」を参照。
- (30) 以後、皇典講究所・國學院大學に関する記述は、特に断りの無い限り、本学の校史である『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）、『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和四十五年）、『國學院大學八十五年史 史料篇』（國學院大學、昭和五十四年）、『國學院大學百年史』上巻（学校法人國學院大學、平成六年）に拠る。なほ、阪本是丸『皇典講究所関係出版物に関する一考察』（國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道—國學院大學の学術資産を中心に—』弘文堂、平成二十一年）、前掲、拙著『近代国学の研究』第四章、終章、拙稿「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年）、同「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動—『日本文学』『國文学』『皇典講究所講演』総目録解題—」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」（『國學院大學 校史・学術資産研究』第一号、平成二十一年）、同「近代国学における「神道」と「道德」に関する覚書—皇典講究所・國學院の展開を中心に—」（『國學院大學 校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年）も参照されたい。
- (31) 皇典講究所編纂『皇典講究所第一年報』（柳瀬喜兵衛、明治十七年）六、七丁。
- (32) 前掲、『皇典講究所第一年報』八丁。
- (33) 前掲、『皇典講究所第一年報』八、九丁、前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』五二頁、前掲、『國學院大學百年史』上巻、三五、三六頁。
- (34) 前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』五〇、五一頁。
- (35) 前掲、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」。
- (36) 秋元信英「明治十九年、皇典講究所の官費を請願」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第三号、平成二十三年）を参照。

- (37) 『幟仁親王日記』附録(高松宮蔵版、昭和十一年)「一品御隠邸雜記」五四三頁以下、前掲、『國學院大學八十五年史』四四頁。
- (38) 前掲、『皇典講究所五十年史』九〇頁。
- (39) 前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』一四一—一四五頁。
- (40) 前掲、『皇典講究所五十年史』九四、九五頁。
- (41) 大沼宜規編『小中村清矩日記』(汲古書院、平成二十二年)を参照。
- (42) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』七二頁。
- (43) 前掲、拙著『近代国学の研究』第五章を参照。
- (44) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』七七八〇頁。
- (45) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』八三、八四頁。
- (46) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』一〇三頁。
- (47) 『桑原芳樹翁伝』(学校法人國學院大學内「桑原芳樹翁伝」刊行会、昭和五十六年)を参照。
- (48) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』二〇二、二〇三、二一〇、二一一、二一二、二一六、二三〇、二三一、二三九、二八一頁、三二五頁など。明治二十年秋には帝国大学文科大學附属古典講習科国書課においても「官制沿革」をはじめ、皇典講究所と同様の内容を講義してゐる。なほ、『科条類典』についての初めての授業は明治二十一年四月四日、「内裏式」の初授業は同年九月二十五日。また、『枕草子』の授業は、明治二十二年四月二十三日より見える。
- (49) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』二〇六、二〇八頁。
- (50) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』三六〇頁。また、『史学会雑誌』第一号、明治二十二年も参照。
- (51) 『山田伯演説』「井上毅君演説」(『皇典講究所講演』一、明治二十二年)。
- (52) 『皇典講究所改正要領』(明治二十二年六月二十四日印刷・出版)。
- (53) 前掲、『國學院大學八十五年史』九八、九九頁。
- (54) 前掲、拙稿「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題―」を参照。
- (55) 前掲、『皇典講究所講演』一。木村正辞による初講演は、初版では「刑法講義」、三版では「刑法」の題名で掲載され、また、同時期の『日本文學』第七九、明治二十二年にも掲載されてゐる。さらに後には國學院編纂『法制論纂』(大日本圖書株式会社、明治三十六年)に収録された。
- (56) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』三〇〇、三二五、三三二頁。
- (57) 横山由清『日本上古売買起原及貨幣度量權衡考』(『學藝志林』第二冊、明治十二年、後、横山由清『日本田制史』大岡山書店、大正十五年に所収)。
- (58) 貴族院では、明治二十三年十二月六日、同二十四年一月十二、十三、十五、十七、二十八日に「度量衡法議案」が議論されてゐる(明治二十三年十二月から同二十四年一月にかけての「貴族院第一回通常會議事速記録」に拠る)。近代國家の建設に欠かせない度量衡の統一経緯については、廣重徹『科学の社会史―近代日本の科学体制―』(中央公論社、昭和四十八年、七版・昭和五十七年)二七頁を参照。なほ、小中村講演の少し後で講演した黒川真頼の「量攷」(『皇典講究所講演』五六、五七、明治二十四年、『法制論纂』所収)では、狩谷掖斎や横山由清が「唐制」に依るとした部分を批判してゐる。
- (59) なほ、小中村日記の明治二十四年一月二十四日には「午後一時皇典講究所行、三時前より度量衡略説演説」、二月五日条には、「島田三郎手紙持、毎日新聞社員丸毛利恒来ル(棒さとう持)。度量衡説を新聞に記載ヲ乞ふ。来十五日発行之事ニ承諾す。」とある。前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』四二八、四二九頁。
- (60) かかる認識は、陰陽道史研究の第一人者である村山修一に至るまで継承されたが、近年の研究では、陰陽道の西暦十世紀頃における日本成立説が主流である。林淳『近世陰陽道の研究』(吉川弘文館、平成十七年)二頁を参照。但し、どのやうな意味で「成立」といふのか、といふ問題は未だに残つてゐよう。
- (61) 小中村清矩『国史学のしをり』(吉川半七、明治二十八年)四六、四七頁にも同様の記述がある。なほ、清矩が没した直後に刊行された同書は、小中村義象のあとがきに「この国史学の葉といふは、父翁の國學院雜誌主任者の請ひによりて、書きつゝられしものなり。」とあるやうに、『國學院雜誌』の連載をもとに纏めたものである。
- (62) 三矢重松『松野勇雄先生』(松野大人三十年祭典會、大正十一年)九〇頁。
- (63) 前掲、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」。
- (64) 佐々木聖使「日本法律学校設立過程の考察―日本法律学校設立と皇典講究所・國學院との関係について―」、同「明治期における国学と法学の邂逅―日本法律学校創立者の学統と建学の精神―」(いづれも『山田顕義―人と思想―』日本大学総合科学研究所、平成四年、所収)、同「國學院の設立と山田顕義」(『神道学』第一五六号、平成五年)を参照。
- (65) 前掲、佐々木聖使「國學院の設立と山田顕義」を参照。
- (66) 「国文学学校科説明」(前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』一七九、一八〇頁)。
- (67) 前掲、佐々木聖使「國學院の設立と山田顕義」を参照。
- (68) 「国文学学校規則」(前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』一八二—一八九頁)。
- (69) 前掲、佐々木聖使「國學院の設立と山田顕義」を参照。

- (70) 「高等教育二関スル意見 日本法律学校二関スル意見 芳川顕正」(『宮内庁書陵部蔵筆写本 山田伯爵家文書』四、日本大学、平成四年)。
- (71) テキストとして用ゐられたと思はれる内藤耻叟校訂『御定書百ヶ條』は、明治二十二年十二月に出版されてゐるが、「緒言」に「皇典講究所ニ於テ文科大学教授内藤耻叟識ス」とある。発行者は「東京市麹町区飯田町五丁目八番地 皇典講究所幹事 松野勇雄」、印刷者は「飯田町五丁目二十六番地」の近藤圭造、発行所は同住所の「近藤活版所」であつた。
- (72) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、二七九頁。
- (73) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』三一九、四一一、四一五、四一六頁。なほ、小中村清矩『官職制度沿革史』(勉強堂書店、明治三十四年)の小中村三作「序」四頁には、「本書は父翁が曾て法律学校生徒に対して教授せられたる稿本を蒐集したるもの」と記されてゐる。
- (74) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』四二一―四二四頁。
- (75) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』四三一、四三五、五一五、六五四頁。
- (76) 前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』五四五頁。
- (77) 「小中村清矩」(昭和女子大学近代文学研究室編『近代文学研究叢書』第二巻、昭和三十一年)三〇九頁では、小中村清矩の墓石の記述から没日を十月九日とする。ただ、中村秋香「伝記 故会員文学博士小中村清矩の伝」(『東京学士会員雑誌』第十七編之九、明治二十八年)をはじめとする各伝記において公表された没日は十月十一日で統一されてゐる。
- (78) 瀧川政次郎「梧陰文庫の皇室典範史料と三種の神器(二)」(『國學院法學』第二二巻第二号、昭和五十八年)。
- (79) 小林宏「律令研究会第百五十回例会を迎えて」(國學院大學日本文化研究所編『律令法とその周辺』汲古書院、平成十六年)七、八頁。
- (80) 長又高夫「小中村清矩の律令学」(『古代文化』第五五巻第九号、平成十五年)。
- (81) 「斯文六十年史」(財団法人斯文会、昭和四年)二二七頁。
- (82) 「斯文学会講義録」(第四冊)小中村清矩「令義解」(明治二十七年)三頁。ただ、冒頭に「此講義ハ去明治十四年斯文学会ニ於テ刊行シタルニ、十九年以来中絶シタルヲ今般又再興セリ、因テハ職員令迄ハ重複ナレトモ始ヨリ発行ス、」とあるため、本文における当該引用部分は明治十四年当時のものであらう。
- (83) 小中村清矩「本朝法律起源沿革」(『陽春廬雜考』卷二、吉川半七、明治三十年、再版明治三十一年)二頁。同論は、華族同方会總會における演説。
- (84) 小中村清矩「令義解講義」(吉川弘文館、明治三十六年)二頁。
- (85) 小中村日記の明治二十六年十月三十日条には、「令義解講義叙説・凡例を草せん」として、先づ近藤氏の標注の首巻・二巻・令三弁・古代法積義などゐる。」とあり、その後も執筆を行つてゐたことは、日々の改訂作業を伴ふものであつたかもしれない。前掲、大沼宜規編『小中村清矩日記』五七八―五八二頁。
- (86) 但し、すでに戦前から、福田徳三「祓除と貨幣の關係」(同『経済学全集』第三巻、昭和三年)が横山由清の祓物の説を「余程の卓見」と評してをり、現在の日本法制史研究においても基本的にこの見解は受け入れられてゐる(浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫『日本法制史』青林書林、平成二十二年、二四―二六頁)。
- (87) 前掲、小中村清矩「令義解講義」七頁、前掲、『斯文学会講義録』(第四冊)小中村清矩「令義解」九頁。なほ、小中村清矩の法律観―古代の律令法のみならず近代法も含め―において「斟酌」はキーワードとなり得るであらう。拙稿「近代皇族制度の形成と展開」(『藝林』第五九巻第一号、平成二十二年)参照。
- (88) 小中村清矩「官職制度沿革史」(原書房、昭和五十一年)は、昭和十年の東学社版を復刻したもののだが、その解題として石井良助「小中村清矩と官職制度沿革史について」が収録されてゐる。なほ小中村は、「建国より藤氏撰関の時代にかけての制度」は「官制」、「鎌倉以下の幕府」にあつては「職制」と区別してゐる(六頁)。引用部分は同書解題の四頁、同書本文四、一四、一五頁。
- (89) 松本愛重「古事類苑編纂苦心談」(『國學院雑誌』第一四巻第五号、明治四十一年)。
- (90) 「古事類苑」編纂に関しては、神宮司庁編『古事類苑』第五一巻・総目録・索引(吉川弘文館、昭和四十四年)所収「古事類苑編纂事歴」、吉川弘文館が昭和四十二年と四十六年に発行した「古事類苑」の「月報」、西川順土「古事類苑」と広池博士「(内田智雄編『生誕百年 広池博士記念論集 増補版』(広池学園事業部・昭和四十八年)、同『近代の神宮』(神宮文庫・昭和六十二年)第七章「神宮の編纂事業」第一節「古事類苑の編纂」などを参照。
- (91) 東京大学附属総合図書館所蔵「古事類苑草稿」所収「古事類苑編纂趣旨」。同図書館所蔵「古事類苑草稿」や「陽春廬草稿」には「古事類苑」編纂史料が綴られてをり、特に前者には小中村筆の「古事類苑編纂改定案」などを有する。
- (92) 前掲、佐藤誠實著・瀧川政次郎編『佐藤誠實博士律令格式論集』二六頁。また、同書における瀧川政次郎「佐藤博士の律令学」、「古事類苑」法律部と佐藤誠實、「解題」を参照のこと。
- (93) 前掲、拙稿「明治後期の皇典講究所・國學院大學の研究教育と出版活動」を参照。
- (94) 宮部香織「宮西惟助の「日本制度通」講義―河野省三の講義筆記ノートを通じ

- て」(『國學院大學 校史・學術資産研究』第三号、平成二十三年)を参照。
- (95) 前掲、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」。
- (96) 佐藤誠實著・瀧川政次郎編『佐藤誠實博士法令格式論集』一、七六頁。
- (97) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、四〇六頁。
- (98) 三浦周行の伝記やその学問については、勝田勝年「修学期の三浦周行博士―青年史家の刻苦精勵の記録―」(『國學院雜誌』第八二卷第七号、昭和五十六年)、同「同」三浦周行の歴史学(柏書房、昭和五十七年)、同「三浦周行博士の生涯―五十年忌を前にして―」(『國學院雜誌』第八二卷第四号、昭和五十六年)が詳しい。以後の三浦に関する記述は、特に註記しない限りこれらに拠る。
- (99) 三浦周行『統法制史の研究』(岩波書店、大正十四年)所収「法制史概論」(大正十年八月)、「法制史講義」(大正十二年五月)参照。
- (100) 「資料紹介」河野省三学生時代ノート(『國學院大學研究開発推進機構ニュース』No.4、平成二十一年)を参照。その他、法制史関係の講義ノートでは、西川一男『憲法講義』(明治三十七年、法学通論(本科一年次)、憲法・神社制度(本科三年次)、宮西惟助講師の講義を内容とする『日本制度通補遺』一・二(明治三十五年、日本制度通、本科一年次)が存する。後者については、前掲、宮部香織「宮西惟助の『日本制度通』講義―河野省三の講義筆記ノートを通じて―」が詳細に検討してゐる。
- (101) 三浦周行「日本法制史」(『國學院雜誌』第九卷第一、第四、明治三十六年、未完)。この論考は「緒論」さへ終はらないまま、三浦の「公私の要務繁忙の爲」やむを得ず寄稿が中絶したが、改めて同誌の求めを受けて上原益蔵「日本法制史」(『國學院雜誌』第一〇卷第三、第四、明治三十七年)が掲載されてゐる。
- (102) 前掲、勝田勝年「三浦周行博士の生涯―五十年忌を前にして―」を参照。
- (103) 三浦周行「専門学に於ける概念の必要」(『國學院雜誌』第一〇卷第一、明治三十七年)。
- (104) 前掲、『國學院大學八十五年史 史料篇』四二五頁。
- (105) 清水澄「祝辞」(『懷友』桑原芳樹氏喜寿祝賀会、昭和十二年)八七、八八頁。前掲、『桑原芳樹翁伝』にも収録。
- (106) 桑原芳樹「御挨拶」(前掲、『懷友』三一七頁。前掲、『桑原芳樹翁伝』にも収録。
- (107) 宮部香織「井上頼因述「神祇令講義」と田邊勝哉講述「神祇令義解講義」について」(『國學院大學紀要』第四九卷、平成二十三年)を参照。
- (108) 『皇典講究所概要』(皇典講究所、昭和十年)二三頁。
- (109) 小中村清矩や池邊義象をはじめとする近代の国学者と皇室制度調査・研究につ

- いては、阪本是丸『近世・近代神道論考』(弘文堂、平成十九年)第五編第一章、小林宏「日本における立法と法解釈の史的研究」(第三卷(近代))『汲古書院、平成二十一年』、島善高「律令制から立憲制へ」(成文堂、平成二十一年)、前掲、拙著『近代国学の研究』、前掲、拙稿「近代皇族制度の形成と展開」などを参照。
- (110) 「植木直一郎先生年譜」(『植木博士還暦記念 国史論集』植木博士還暦記念祝賀会、昭和十三年)、打越孝明「大倉邦彦と植木直一郎」(『大倉邦彦と精神文化研究所』財団法人大倉精神文化研究所、平成十四年)を参照。
- (111) 植木直一郎「穂積老先生の「コレクション」」(『國學院雜誌』第三七卷第一号、昭和六年)を参照。
- (112) 小森嘉一「植木直一郎」(『神道宗教』第四一号、昭和四十年)を参照。
- (113) 植木直一郎「古事記現代考」(皇国青年教育協会、昭和十七年)、打越孝明・岡崎寛徳「植木直一郎「令義解講義」(上)(下)―翻刻と解題―」(『大倉山論集』第四四、四六輯、平成十一、十二年)、高塩博・宮部香織「日本律令と『神典』所収の神祇関係条文」(『大倉山論集』第五三輯、平成十九年)も参照。
- (114) 植木直一郎「縣居門下の律令家」(『國學院雜誌』第一三卷第十一号、明治四十年)、同「賀茂真淵翁と律令研究」(『國學院雜誌』第二四卷第一号、大正七年)を参照。
- (115) 戦後、植木直一郎の後任として「法制史」を講じたのは、文学部教授の岩橋小彌太であつた。岩橋小彌太『律令叢説』(吉川弘文館、昭和四十七年)の「後記」には、戦前の國學院大學において三浦周行の講義を陪聴し、後に京都大学助手となつて三浦研究室に勤務したことが記されてゐる。また、三浦には國學院で指導した「二人の高足」がゐたが、「その一人は高橋万次郎氏」で京大における前任者であつて、他の一人は植木直一郎で國學院大學における前任者であることも記されてをり、「わたしはやはり三浦先生の学統の末に位置してゐるのであらう。」と述べてゐる。その意味で、岩橋も未だ幅広い分野を総合的に研究する「国学」的な学問的性格を多分に有してゐたやうに思はれる。

附記

本稿は、別稿の「近代国学と日本法制史」(『國學院大學紀要』第五〇卷、平成二十四年)と同様、法制史学会近畿部会第四百十五回例会(平成二十二年十二月十八日、於 京都大学法経本館三階小会議室)での発表原稿をもとに大幅に加筆したものである。当日様々な御指摘をいただいた方々に感謝を申し上げる。